

招集期日 平成24年3月6日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 議 3月6日(火曜日)午前 9時30分

閉 会 3月6日(火曜日)午後 3時13分

出席委員 委員長 友山 信夫 副委員長 横田 淳一  
委員 石田 芳夫 委員 金澤 秀信  
委員 関谷 真奈美 委員 塩屋 和雄  
委員 駒井 勲

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長  
区画整理部長 水道部長  
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 鹿山 明美

△ 開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

本日の日程につきましては、昨日に引き続き、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算の審査から行います。

建設部長 昨日、議案第5号 入間市市営住宅条例の一部を改正する条例の質疑の中で、石田委員のほうから市内の暴力団員の数をわかる範囲で教えていただきたいというご質疑がございましたので、それにお答えを申し上げます。

県警の捜査4課に確認したところ、各市町村ごとの数については公表していないということでございます。総数で県内の暴力団員の数は約2,800人ということでございます。

以上です。

委員長 それでは、建築指導課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建設部参事兼建築指導課長 おはようございます。平成24年度入間市一般会計予算のうち、建築指導課所管のものにつきまして、予算説明書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算説明書の20、21ページをごらんいただきたいと思います。款14使用料及び手数料、項2手数料、目7土木手数料、節2都市計画手数料681万6,000円のうち建築指導課の主なもので建築確認等申請手数料145万円は、建築確認申請及び完了検査申請等71件を予定した手数料収入でございます。また、開発行為許可等申請手数料396万7,000円は、開発許可及び建築許可申請等222件を予定した手数料収入でございます。申請件数に関しましては、前年度実績及び近年の申請状況等を踏まえて推計いたしました。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算説明書114、115ページをごらんください。款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費、大事業、建築物耐震改修等促進事業の125万円は、木造建築物の耐震化を進めるため、耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助するための予算でございます。

大事業、市道拡幅整備事業の2,673万円は、入間市道路拡幅整備要綱に基づく道路後退用地の整備に必要な物件等の補償料及び公共嘱託登記に係る委託料等でございます。

以上、建築指導課所管の予算説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し

上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

関谷委員 歳出で114から115ページの目1 都市計画総務費から建築物耐震改修等促進事業についてお伺いいたします。

耐震診断のほうで25万円枠で耐震改修のほうで100万円となるのかと思いますけれども、まず耐震診断のほうについてお伺いいたします。今年度まだ終わっていませんけれども、今年度申し込まれていた方の件数と額について教えてください。

建設部参事兼建築指導課長 今年度は予定件数の5件だったのですけれども、6件の申し込みがございました。予算の範囲内ですべて対応してございます。

以上です。

関谷委員 その6件の結果ですけれども、補修というのですか、改修が必要だと判断されたものは何件なのでしょう。

建設部参事兼建築指導課長 6件の枠の中でちょっと今数字は持っていないのですけれども、耐震診断を受けた9件ございまして、補助金を受けたのとは別に。その中では、そのうちの8件が上部構造評価点というのですけれども、それが0.7未満ということで耐震性に劣るという結果が出ております。1件が1.0以上の数字が出ております。

以上でございます。

関谷委員 この診断によりまして、次の実際の改修に移っていくのかと思いますけれども、改修20万円限度で、そうすると5棟で100万円ということになるのかと思いますけれども、これは先着順でしょうか、抽せんするのでしょうか。

建設部参事兼建築指導課長 今年度当初、初めての試みでございまして、どの程度の申請件数があるかということはまだ把握しておりませんが、基本的には先着順を考えております。

関谷委員 4月から申し込みが始まるので、予想つかないのですけれども、大体5棟ぐらいで何とかなりそうなのでしょうか。

建設部参事兼建築指導課長 東日本大震災を受けまして、最近首都圏の直下型地震の可能性が高まっているというふうなニュース等があった関係もありまして、ここ数カ月、かなり改修補助に対する問い合わせはたくさんあるのですけれども、実際問題といたしまして、改修工事をやるに当たっては、少なく見積もっても100万円、その程度の自己の持ち出しというのですか、そういうものも必要になると思いますので、何棟程度出てくるかというのは、ちょっと今予想はつかないのですけれども、かなりの反響はあると考えております。

以上です。

関谷委員 かなりの反響があった場合、始まっていないのに言うのもあれなのですけれども、補正し

て増額していくお考えはあるでしょうか。

建設部参事兼建築指導課長 その辺は状況を見きわめつつということになると思うのですが、現状ではまだ補正については考えておりません。

以上です。

委員長 関谷委員、この件は協議会でもって、またやりますから、もし……わかりました。続けてください。

関谷委員 はい、わかりました。

石田委員 歳入との関係もあるのですが、建築確認の最近の提出先というか、市役所の関係は71件見込んでいるという話なのですか、民間機関等へのくらい行っているのですか。

建設部参事兼建築指導課長 入間市全体で確認申請の件数が昨年度平成22年度で627件あるのですが、近年の動向といたしましては、80パーセント程度で民間を推移したのですが、最近かなり上がってきてまして90パーセント程度まで数字が上がってきている状況でございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。駒井委員は。

駒井委員 ありません。

委員長 いいですか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、営繕課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

営繕課長 議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち、営繕課所管のものについて、予算説明書により概要を申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。18ページから19ページをお開きいただきたいと思います。款14使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料、節2住宅使用料、説明欄の公営住宅使用料6,798万1,000円は、市営住宅20団地442戸のうち、当初予算見積り時に入居しているものの住宅使用料をもとに算出したものです。同じく市営住宅駐車場使用料414万円は、富士見台団地ほか4団地に設置しております駐車場の使用料です。

次に、22ページから23ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節3住宅費補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金2,153万7,000円は、池ノ下団地3号棟の耐震補強工事と竹ヶ谷団地の建てかえ事業に伴う実施設計業務に対する交付金でございます。歳入の主なものについては以上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。120ページから121ページをお開きいただきたいと思っております。款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費、大事業、市営住宅管理運営事業、中事業、整備改修事業5,973万7,000円は、池ノ下団地3号棟の耐震補強工事に合わせて予定しております屋上防水や外壁塗装等の改修工事、それから竹ヶ谷団地の建てかえ事業に伴う実施設計業務が主な事業です。

次に、大事業の市営住宅耐震化推進事業2,893万円は、池ノ下団地3号棟の耐震補強工事と霞川団地の耐震補強工事の実実施設計の委託料でございます。なお、この耐震化事業と先ほど申し上げました整備改修事業につきましては、予算参考資料22ページに記載しましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上で営繕課所管の概要説明を終わります。よろしくご審議くださりますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

金澤委員 まず、最初にお伺いしたいのですけれども、霞川団地、今耐震補強の工事を予定されているということなのですが、同じ地域内にある県営住宅霞川団地あるのですけれども、その県営住宅に関してはもう建てかえということで、今14号棟でしたか、先行着手されているというふうにお聞きしています。その違いというのは、片やもう建てかえだと、片や市営住宅側は耐震補強でいいですよということになっているのですが、何か構造的な違いを含めてどのようにお考えになっていますか。

営繕課長 市営の霞川団地につきましては、耐震1次診断、2次診断とも耐震補強が可能であるということでしたので、耐震補強工事をなるべく耐震補強工事の設計に入りたいと考えております。

一方、県営住宅につきましては、耐震診断の数字等把握しておりませんが、ほかの年次計画で霞川団地の全体を計画変更といいますか、将来は福祉的なものも視野に入れた、そういった全体計画があるようございまして、その中で今やっておられるのが建てかえとかという、そういう全体計画の中で建てかえに切りかえたのかとは思いますが、耐震診断上どうだったかというのは把握しておりません。

以上です。

金澤委員 単純に耐震補強なのか建てかえなのかについては、その数字をもとに判断をしていくということになること自体、私間違っていないと思うのですけれども、今おっしゃられた同じ敷地内含めて県営住宅と市営住宅、市民からとったら低所得者のための公営住宅ということで変わりはないのですけれども、縦割りではなくて県営と市営住宅、それぞれやっぱり連携し合って、入間市内の公営住宅というものをもうちょっと考えていただきたいなというふう

思うのですけれども、その点いかがですか。

営繕課長 現在のところ、費用的なこともまずございまして、建てかえとなりますと、数億円というまた数字になりますと、概算ですが、一方耐震補強はこれから設計ですので、概算は全く出ていませんが、池ノ下団地3号棟、今回平成24年度、工事予定しています。同じレベルでしたら、改修工事等も含めて、屋上防水とかその辺も含めて4,000万円程度で何とかなので、霞川についてもそれかそれちょっと超えるかもしれませんが、その程度で何とか当面のこと対応できると、要するに耐震的にはできるというふうに考えておりますので、今のところはちょっと県に合わせて建てかえというのは、今のところそういう耐震でやっていくという考えでございます。

委員長 ちょっと質疑の趣旨が、もう一回、金澤委員まとめて。

金澤委員 では、部長から。

建設部長 金澤委員のご質疑は、県との連携を図っていくべきではないかと、そういう建てかえも視野に含めた形で、市全体として県営住宅と市営住宅をバランスよく、それから改修計画に合わせた形で市のほうもそういう機能を持たせるような、連携を保ちながらやっていったほうが、より効果的ではないかというご質疑だと思います。全くそのとおりでございますので、ただ伊藤課長が言いたかったのは、なかなかその辺については、県との財政的な部分だとか、そういうもので必ずはそういう状態にはいかないということを言いたかったのだと思います。私もなかなかそういう財政面でうまくいかない部分はあるとは思いますが、ただ連携を図るということは可能だと思いますので、今後建てかえに際してお互いがどういう建物を建てて、ここに公営住宅としてどういうものをしていくかという連携を図ることは大事なことだと思っておりますので、協議ができる範囲で努力をしたいと思っております。

以上です。

金澤委員 よろしく願いいたします。

それで、ちょっと数字的なところを確認したいのですけれども、今入間市内に400強の世帯が入居されているということで、たしか800人でしたか。それで、居住年数の平均値と、そういうような数字というのは把握されているか、居住実態という意味で年数的なもの、あとは平均年齢とかそういうものを把握されているでしょうか。

営繕課長 出入りが結構ございますので、正確なものは把握はちょっと今現在申し上げられないのですが、過去の2年ほど前の平成20年9月のデータがたまたま手元でございますので、申し上げますと、10年未満が34パーセント、10年から20年が23パーセント、20年から30年が18.6パーセント、30年から40年が15.2パーセント、そのほか40年以上となっております。

委員長 居住人数はいかがですか。

営繕課長 その時点では、今のが世帯のパーセントでございまして、申しわけございません、人数に

ついてはちょっと。世帯数は出ているのですが。

委員長 平均年齢。

営繕課長 今現在の数字はちょっと手持ちにございませんで、やはりその当時の平均年齢でいきますと59.3歳です。ですから、このまますべての人がとなれば、62歳ぐらいになっているかなとは思いますが。

以上です。

金澤委員 ありがとうございます。

それで、そのうち承継等で親子を含めて引き継いで入居されている方というのはどのくらいか、数字把握されていますか。

営繕課長 この間の正しい数字というのは、ちょっと手持ちに持ち合わせてございませんで、平均的には4件から5件ぐらいが承継されております。

以上です。

金澤委員 そのうち、今現在のうち、ここ数年、ここ四、五年ぐらいの間でいわゆる低所得者のための福祉公営住宅ですから、所得がふえると、これ出ていただくようになるわけですよ。急に出るわけではなくて、たしか5年だったと思いますけれども、そのようなケースというのは過去にあったのでしょうか。

営繕課長 過去に私来て3年、四、五年の間では収入超過による退去はございませんで。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで建設部所管のものの審査は終了しましたが、区画整理部所管のものの審査が終了するまで討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時52分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、区画整理部所管のものについて審査に入ります。

区画整理課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理課長 議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち、現在区画整理課が所管しているものの提案理由についてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。予算説明書の32ページから33ページをごらんください。款21諸収入、項4貸付金元利収入、目3土木費貸付金元利収入、大事業、保留床取得資金貸付金元金収入2,000万円につきましては、平成12年度に入間市法人保留床取得資金貸付要綱に基づき貸し付けた3億円の償還分として2,000万円を計上したものです。

次に、歳出についてご説明いたします。予算説明書の118ページから119ページをごらんください。款8土木費、項3都市計画費、目4土地区画整理費の主なものについて説明いたします。まず、119ページの大事業、まちづくり研究会関係費162万円につきましては、武蔵藤沢駅周辺まちづくり研究会ほか3研究会への委員報償金と補助金であります。

次の大事業、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の1億4,700万円、大事業、入間市駅北口土地区画整理事業の2億2,470万円、大事業、扇台土地区画整理事業の4億1,598万3,000円及び大事業、狭山台土地区画整理事業の2億6,450万円は、各土地区画整理事業特別会計への繰出金であります。

また、大事業、野田土地区画整理事業の5,400万円は、野田土地区画整理組合に対する補助金であります。

次の大事業、水道工事負担金の7,568万6,000円は、区画整理事業区域内における水道管先行布設工事に係る水道部への負担金であります。

以上で区画整理課所管予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決定くださるようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 まちづくり研究会の関係でちょっとお聞きしておきたいのは、特に藤沢の関係と狭山台ですか、これはそれぞれ事業そのものは100パーセントになってきているのですけれども、研究会の関係の補助金を出していくというか、一応最後の終わりの時期というのはいつごろを見込んでいるのでしょうか。

区画整理部長 お答え申し上げます。

藤沢区画整理につきましては、平成24年度が最後となっておりますので、平成24年度で予定されている事業が終了いたしますが、そのときには補助金はなくなるということでご理解いただきたいと思います。

それから、あと狭山台については、まだ平成25年度まで事業が残っておりますので、それまではまだ継続するという形になりますので、平成25年度には解散ということになると思います。今の時点ではそういう状況になっております。

以上でございます。

石田委員 ちょっとはっきり最後聞き取れなかったのですけれども、解散ということなのですか。あ

くまで補助を切るだけで、まだその後存続するのですか。

区画整理部長 基本的には換地処分と同じ時期に解散という形になりますので、だから換地処分と同時に審議会のほうも当然解散になりますので、一緒にまち研のほうも解散という形になります。

石田委員 わかりました。

あと、いつも見えてこないのが野田の土地区画整理事業なのですけれども、補助金、多額のものを出しているのですけれども、今の進捗状況と平成24年度でどこまでいくのか、全体像というか、その辺をまず説明していただけないでしょうか。

区画整理課長 今野田の組合の関係でございますが、平成24年度末の予定でございますが、事業費ベースで93.6パーセント、道路整備率で100パーセント、建物移転について100パーセントを目指しております。

石田委員 その差額は、あとどんな事業が残っているのですか。道路そのものが100パーセント、建物も100パーセントいって事業費は93.6パーセントというのですけれども、その差額は何が残っていますか。

区画整理課長 これにつきましては、道路等が概成した段階で、その後が当然画地確定測量というのがございまして、それをもとに今度換地処分に向けての作業がございまして、そちらのほうの費用というのが残っております。

石田委員 金額にすると、どのぐらいなのですか、その残りは。

区画整理課長 約6,100万円でございます。

石田委員 あとそうしますと、6,100万円の事業費が残って測量や換地処分する、これ最終的な終了というのはいつの予定ですか。

区画整理課長 今の予定でございますが、一応平成25年度に換地処分を行う予定でございます。その後清算等の事務が残っておりますが、その分はまた別としておおむねの完了という換地処分については、一応平成25年度を予定しております。

駒井委員 同じ繰出金の関係で北口と扇台について進捗と何年ぐらい予定か、わかるようでしたらお願いしたいと思うのですが。

委員長 ちょっと特別会計のほうに入るのですか、今の質疑。

駒井委員 そうですか。繰出金の関係でと思ったのですが。

委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前 9時59分 休憩

午前10時00分 再開

委員長 再開いたします。

区画整理部長 今回の繰出金の関係ですけれども、藤沢につきましては、もう平成24年度で終了いたします。狭山台でございますけれども、これにつきましては平成25年までに最終の繰出金をいただきまして、終了するというところでございます。

以上でございます。

〔(北口と扇台) という人あり〕

区画整理部長 失礼しました。北口につきましては、事業期間がまだあるのですけれども、今後まだ一番北口と扇台が続いていきますので、期間的には事業期間内までまだ繰出金をいただかないと、整備できないという状況であります。今期間については……

〔(進捗率……) という人あり〕

区画整理部長 現在の進捗率でよろしいでしょうか。

〔(はい) という人あり〕

区画整理部長 北口につきましては、事業費ベースで42.86パーセントでございます。それから、扇台につきましては、事業費ベースで26.22パーセントでございます。

以上でございます。

金澤委員 まずは、まちづくり研究会についてお教えいただきたいのですけれども、説明書の119ページを見ていただくとわかるのですけれども、武蔵藤沢駅だけが突出して金額が委員報償金多いわけなのですけれども、これ他のまちづくり研究会に比べて人数とか、あと開催回数の違いによるものなのか、ちょっとまずその点を説明をお願いいたします。

区画整理課長 まず、武蔵藤沢駅まちづくり研究会については、委員の総数が36名でございます。ほかの地区、例えば北口につきましては18名、扇台については32名、狭山台は20名の委員で構成しておりまして、藤沢が多いということでございますが、これについては正副委員長会議とか、あと公園の駅広の委員会、あとは総務委員会というふうな形での換地処分に向けてのいろいろな会議等の開催回数が多くございまして、延べ人数で申しまして、藤沢においては90名の報償金を予定しております。北口については36名分、扇台につきましては32名分、狭山台については28名分ということで、おおむね他のものよりも約2倍以上、約3倍近い形の人数を予定しておりますので、金額的に多くなっております。

金澤委員 これは傾向としてお伺いしたいのですけれども、他のまちづくり研究会も終盤にかかってくると、こういうような形で開催回数等がふえてくるということの理解でよろしいのですか。それとも武蔵藤沢駅だけが突出して人数も最初から委員が多くて、頑張っただけで勉強されている結果、開催回数が多いのですか。

区画整理部長 たしか藤沢につきましても委員さんの数が多いというのが一つの原因でございまして、最終的に今換地処分に向けまして町名、字の変更ですとか、いろいろ審議会ですとかまち研のほうにお諮りしながら決めていく事業が多いものですから、最終的にはちょっと

開催数が多くなっていくという傾向にはなってきております。

以上でございます。

金澤委員 やっぱりしっかりと広く皆さんの意見を承るという意味で、私人数が多いことが問題だと思っていないのです。ある意味、他のまちづくり研究会ももっとふやして、しっかりと多くの人の意見を聞かないと、往々にして私のほうに声が上がってくるのは、声の大きい人とか、やっぱりちょっと昔からの地主さんとか大きな家の人とかがばあんと言うと、みんな黙ってしまうというような話が苦情として上がってきているので、人数については、ある意味ふやす方向で見直していただいてもいいのかなというふうに思うのですが、これは見直しすることはできるのでしょうか。

区画整理部長 できれば人数というのは決められているわけではないのですが、最初に決めた人数でございますので、その中でやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

金澤委員 そうなってくると、この人数の基準というのは何なのですか。

区画整理部長 審議会ですと、面積に関係しまして人数があるのですが、まちづくり研究会というのは、ある意味そういった駅広の委員会ですとか公園ですとか街路だとかいろいろありますので、その中で当初事業を立ち上げるときに委員さんを集めていますので、基準としては、ではまち研は何人という決まりはございません。

金澤委員 税金出す以上、これ税金から出しているわけですよ。基準もない、何もないで、ではどうするのですか。だって、面積は扇台のほうが広いのではないですか。何で人数少ないのですか、それでは。もう一度ご答弁をお願いします。

区画整理部長 当時の立ち上げるときに、そういった審議会ですとかいろいろお諮りした中で何名という形で多分決めていたのかなと思っております。正確には、例えば面積ですとか地権者の数ですとか、そういう面からいけば、確かに扇台についても少し多くてもいいのかなという気がしますが、当時はやはりそういったまち研を立ち上げるときには、そういう多分いろいろお諮りした中で、その人数が妥当だということで決められたのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

金澤委員 考え方が違うかなという気するのですが、ちょっと見方を変えて、例えば武蔵藤沢駅など、研究会の実際の開催時間というのはどうなっているのですか。そのあたりの時給換算、これどうなっているのでしょうか。

区画整理部長 時間なのですが、大体会議的には1時間程度、1時間ぐらいの時間で今会議のほうは開催をしております。

それから、あと費用についてはわかる……ちょっと今費用については調べさせます。

〔(7,000円ぐらい。90名を69万6,000円で割ると大体そんなものでしょう。7,000円超……) と言う人あり〕

区画整理部長 ちょっと今調べてお答え申し上げます。

区画整理課長 委員の会長さんが8,200円で、一般の委員さんが7,700円でございます。

金澤委員 ほぼ大体毎回平均して1時間ということは、もっと早く終わるときもある。それで、その日当が出るというふうなことでいいのですか。

区画整理部長 はい、そのとおりでございます。

金澤委員 そうすると、開催のあり方というものをもうちょっと濃密にするとか、そういうふうな工夫というのはできないのですか。

区画整理部長 事業途中ですと、やはり例えば視察研修ですとか、いろいろテーマを設けまして講習会等ございますので、そういったときには、時間的には1時間を超すときもある、そんな事業展開もしております。

金澤委員 ちょっとここで多分市民の方からすると、いい時給だなと。1時間出て7,000円、8,000円、こんな時給もらっている人いないと思うのですけれども、ちょっと改めて再度検討していただきたいという、これは今後の要望にとどめさせていただきます。

あと続きまして、区画整理事業への繰出金なのですけれども、今年度は約5億6,000万円の減ということで、非常に私はこれ区画整理にとって後退だなと心配をしています。確かに財政状況厳しいから、はっきり言って区画整理事業にしわ寄せが一番きていると言っても過言ではないと思うのですが、問題なのは区画整理事業、財政が厳しいからといって区画整理への支出を、繰出金を抑える、これはある面やむを得ないと思うのですけれども、では実際それによって区画整理の進捗がおくれると、1年おくれると、その分だけ区画整理関係の人件費を置かなければいけないので、市役所の職員。1人1,000万円、10人いれば1億円はどんどん後延ばしで後世の負担というのは重くなっていくわけなのです。そこら辺について、1年おくれたら一体どれぐらい負担がふえるのか、繰出金は減るけれども、人件費等の負担はふえるはずなのです。その点についてのご見解をお伺いいたします。

区画整理部長 一番ふえるというのは、1年延びればそれだけ人件費がふえるということになりますので、事業については、予算がなければできないということになりますから、やはり1年過ぎればいた職員の人数分だけが人件費がふえていくということになります。

金澤委員 その金額について把握されていますか。

区画整理部長 職員数掛ける1,000万円程度ということですよ。職員数については、今ちょっとあれですけれども、全事業でよろしいのでしょうか。ちょっと時間いただけますか。

委員長 暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

委員長 再開いたします。

区画整理部長 職員数は全員で29名でございます。事業ごとに申し上げますと、藤沢駅周辺が6名、それから北口が7名、扇台が6名、それから狭山台が6名でございます。

以上でございます。

金澤委員 全体で29名、武蔵藤沢駅はもうぼちぼち終了するということもありますけれども、当然減ればその分だけおくれるのは間違いないということで、3億円近くのお金が後世負担になってしまうというのは確認させていただきました。

それと、あと今回の繰出金減による影響というものをどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

区画整理部長 藤沢と狭山台については、もう事業終盤を迎えておりますので、これについてはいいと思うのですが、あと残りの北口と扇台につきましては、これは事業計画の中でいろいろと精査をしてやっておりますので、前年度対比しますと、北口についてはちょっと減になっているのですが、基本的に扇台については5パーセントぐらいの減でございますので、余り影響ないのかなというふうに判断します。

委員長 よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上をもちまして各部ごとの質疑が終結いたしましたので、これより討論に入ります。討論ありますか。

反対の方から願います。

石田委員 議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものについて反対の討論を行います。

新年度当初予算は、東日本大震災と福島原発事故後の初めての予算です。この大地震により、立川断層の地震の起こる確率が高まり、福島原発事故による放射性物質拡散で狭山茶への被害や食物、放射線量などへの不安が広がっています。原発事故に対する安全神話にすがりつき、その対策や対応のおくれが長引く不況とともに市民の生活を厳しく展望の持てないものにしていきます。新年度は東日本大震災の教訓から学び、地域の防災計画の見直しと抜本強化、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換、命と暮らしを守ることを行政の最重要の使命として、正面からとらえることなど新たな取り組みに踏み出すことが大きな課題となっています。新年度当初予算はこれらの課題にこたえるものになっていません。以下、具体的に指摘します。

1点目として、道路橋りょう費は昨年4億2,763万7,000円から平成24年度は3億6,393万1,000円に6,370万6,000円減額しました。道路の修繕について、全体の調査や改修計画ができておらず、場当たりの対応に終始し、老朽化に追いつけない状況です。しかも、そうした中で道路橋りょう費が昨年当初比で6,370万6,000円の減額であり、市民要望を満たすには不十分であり、認めることはできません。

2点目として、商工業振興費の中の特定地域工場設置事業等補助金は、前年当初1,211万6,000円から229万2,000円に大きく減額していますが、市民の雇用や労働状況を改善する効果が期待できません。かつてこの補助金5,000万円を市に寄附した企業もありました。また、助成を受けた企業で市外に撤退した企業もあります。指定された地域の新規の進出できる用地も少なくなっており、補助制度を廃止すべきと考えます。

3点目に、市営住宅管理費が平成24年度から条例改正に基づき、入居者の資格に市税の滞納のない者と2名の保証人を2名の連帯保証人に変更されての運営が行われることに反対します。市税を滞納せざるを得ない市民に対し、また分割納付で納税の努力中の市民に対し、冷や水を浴びせる行為と言われても仕方ないと判断します。

4点目に、狭山台土地区画整理事業特別会計の繰出金は、工事も最終盤となり、2億6,450万円に減額されています。しかし、長引く不況の中で工業団地づくりを進めても、法人市民税の大幅な増収は期待できません。公民館使用料の有料化など、市民に負担を重くしながら、63億円を超える市費投入で工業団地づくりを進めることは認めることはできません。

以上で反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

駒井委員 議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち都市経済常任委員会所管のものについて、保守系クラブを代表して賛成討論を行います。

初めに、歳出関連予算、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、入間市シルバー人材センター補助金870万円につきましては、センターの設立目的やこれからの役割の重要性から考え、賛成いたします。センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、超高齢社会に対応する生きがい、働く喜び、健康の維持、福祉の増進など、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立された団体であります。昭和55年に入間市高齢者事業団として発足し、昭和57年に社団法人入間市シルバー人材センターとして成長し、平成24年4月1日からは新たな公益社団法人として活力ある社会づくりに取り組もうとしております。

一方、雇用状況は2008年のリーマンショック以来、低迷する経済の中で、高齢者雇用は非常に厳しいものとなっております。このような社会情勢の中で、高齢者の雇用を促進し、生きがいを持って働ける環境づくりは、今後も重要な施策であると思います。このことから公

益の増進を図り、活力ある地域づくりを実現しようとするシルバー人材センターへの補助金に賛成するものであります。

次に、款8土木費の道路整備事業については、生活道路などで舗装面が傷んでいる道路も見受けられるものの、市民からの通報や要望による危険箇所等は速やかに対応され、安全、安心な道路の維持が図られていると認識するものです。平成24年度当初予算においても非常に厳しい財政状況の中で、道路橋りょう維持費と道路橋りょう新設改良費を合わせた予算額はわずかではあります、前年と比較し増額となっており、評価できるものです。特に平成24年度当初予算の中には、懸案となっていた幹27号線及び幹46号線の交差点付近の道路改良工事費が計上されており、周辺住民の安全性と利用者の利便性が高まるものと期待しているところです。

続きまして、款8土木費、項3都市計画費、目4土地区画整理事業費繰出金として武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業、入間市駅北口土地区画整理事業、扇台土地区画整理事業及び狭山台土地区画整理事業に対し10億5,218万3,000円が計上され、そのうち狭山台土地区画整理事業に対し2億6,450万円が計上されています。狭山台土地区画整理事業は着々と整備が進み、多くの企業が誘致されるとともに、多数の住宅も建設され、活気ある町並みが形成されています。事業も終盤を迎え、一日も早い事業の完成に向けて事務執行を行うとのことで、これは土地利用の増進及び地域住民の皆様の要望にこたえるものであり、その事業執行に必要な繰出金と認識しております。大変厳しい経済状況にあると思いますが、元気で活力ある地域社会の実現のために計上されました各予算が、より計画的で効率的な事業執行がなされ、一層の公共福祉や建設事業の進展が図られることを要望し、賛成討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものは原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第27号 平成24年度入間市下水道事業特別会計予算

委員長 次に、議案第27号 平成24年度入間市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

下水道課長 それでは、議案第27号 平成24年度入間市下水道事業特別会計予算の概要について、予算書及び予算説明書によりご説明いたします。

本年度予算総額は、歳入歳出それぞれ23億5,348万7,000円で、前年度対比9,534万5,000円、率にして3.89パーセントの減となっております。

まず、歳入について申し上げます。予算説明書は250ページから253ページまでとなります。初めに、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料14億3,152万円は、前年度対比2,758万8,000円、率にして1.89パーセントの減で、昨年3月の震災以降、汚水排水量が減少し続けている状況から減額したものでございます。

次に、款5 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金6億8,000万円は、前年度対比2億5,000万円の増で、特別会計に占める繰入金の割合は28.89パーセントでございます。

次に、252ページから253ページ、款8 市債、項1 市債、目1 下水道債2億870万円は、公共下水道整備事業債1億5,000万円、流域下水道整備事業債5,870万円を借り入れるものでございます。以上で歳入を終わります。

続いて、歳出について説明いたします。予算説明書が254ページから259ページまでとなります。初めに、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 下水道管理費、大事業、事務費2,487万1,000円のうち主なものは、地方公営企業法適用移行業務委託を新規に2カ年の継続事業として計上し、平成26年度からの地方公営企業法適用移行を目指してまいります。

次に、256ページから257ページです。同じく中事業、補修工事費5,321万4,000円の主なものは、管渠補修工事や人孔等の緊急補修工事等を予定するものでございます。

次に、款2 事業費、項1 事業費、目1 下水道建設費、中事業、管渠築造工事費2億1,110万6,000円は、市単独工事として学園通り線の雨水管1工事300メートル、平成23年度からの北口区画内の継続事業で雨水管1工事50メートルなどの工事を見込んだものでございます。

次に、258ページから259ページ、款3 公債費、項1 公債費11億9,407万2,000円は、政府資

金等から借り入れた市債の償還元金及び償還利子で、前年度対比3,835万4,000円、率にして3.11パーセントの減となっております。なお、平成24年度末の未償還元金は270ページにお示ししてございます112億337万9,000円、平成23年度末と比較しますと6億3,189万8,000円、率にして5.3パーセントの減となる見込みでございます。

次に、お手数ですがけれども、予算書の246ページをお開き願います。第2表、継続費、地方公営企業法適用移行業務委託は、歳出でご説明申し上げたとおりであり、また第3表、債務負担行為、入間市水洗便所改造資金融資あっせん制度による資金を融資した金融機関に対する損失補償は表のとおりでございます。

また、第4表、地方債、公共下水道整備事業及び流域下水道整備事業は、歳入でご説明申し上げたとおりでございます。

なお、参考までに、事業の内容につきましては、予算参考資料57ページをご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 地方債の関係でお聞きしたいのですけれども、1つは新たに起こす中で公共下水道整備事業が利率が3パーセント以内、流域下水道も両方とも3パーセント以内ということなのですが、これ実質的にどのくらいで借りられる見通しなのですか。

下水道課長 現在の水準でいきますと、政府資金等約2パーセントぐらいだと思います。予算措置については、財政課指示で3パーセントで計上してございます。

以上です。

石田委員 大体2パーセントか、わかりました。

あと実質的に平成24年度末で112億円残っているわけです。この中で、利息の高いものというのはどのくらいのものが、幾つぐらい残っていますか。

下水道課長 現在7パーセント以上のものについては繰上償還、以前しましたので、今残っているのが7パーセント以下のもので、このうち数字で申し上げますと、高いほうから6パーセントから7パーセントまでのもの9億7,299万9,620円、それから5パーセントから6パーセントのもの、これが10億8,107万8,219円、それから4パーセントから5パーセント未満のもので19億6,219万9,351円、それから3パーセントから4パーセントのもの、これが7億5,959万792円、以下があとは3パーセント未満のものでございます。これ参考までに平成22年度の決算数字でございます。

以上です。

石田委員 7パーセント以上は繰上償還できるというので、6パーセント台というか、7パーセント

未満というのも実質かなり高いものが残っているわけです。その辺を例えば今後繰り上げ返済等の見通しというのはどんな状況なのですか。

下水道課長 これは現在地財法の延長によって繰上償還という制度があるのですが、入間市の場合は財政力指数からいけば該当になります。ただ、それ以外の基本的には将来負担比率と資本費ですか、この項目でいずれにしてもハードルを越えられないということで、現状では借りかえは、繰上償還は不可能でございます。

以上です。

石田委員 常識から考えれば、極端に言うと、一般の市中銀行から借りたって、そっくり返してしまえば相当の利息が浮くわけです。余りにも高い利率が続いているのですけれども、そういった点を改善するために、例えば国に対して何か要請したいのはやっているのですか。

下水道課長 この件につきましては、下水道関連団体等を通じて国のほうにもハードルを下げていただきたいというような要望はいたしております。

それと、もう一つ、今年度一括法の関係で今までちょっとハードルが高かった市中銀行からの借り入れでございますけれども、このハードルが下がりますと、今まで財務等から借り入れたものが市中銀行からも借りられるようになります。

ただ、期限が国の場合は30年償還なのですけれども、市中銀行ですと、およそ約15年ですか、半分ぐらいになります。ただ、利息等、それから借りる金額等によって、今後必ずしも国等の起債ではなくて、市中銀行からの見積もりとって、安いところから借りるとということも一つの方法だと思って、これから研究してまいります。

以上です。

石田委員 国からは先ほど3パーセントぐらいという話だったのですけれども、市中銀行はどのくらいの利息なのですか。

下水道課長 市中銀行ですと、恐らく大体2パーセント未満で、先ほど言いましたように、最高の償還が15年ということで、その分は多分安いのだと思います。あと見積もり合わせによっても、銀行によっては多少幅がありますので、そういうことを今後活用することも視野に入れて起債については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

金澤委員 まずは、説明書246ページの地方公営企業法適用移行業務委託なのですが、これはどのような会社にどのような形で入札をさせる予定でしょうか。

下水道課長 基本的にはその前段として平成23年度も基本計画の業務委託ということで、コンサル会社に出しました。そういった出たものを検討して、平成24年、平成25年度の事業計画を計画したのですけれども、これらについて一応参考までに大体どのくらいかかるということがある程度出ましたので、それをもとにコンサル会社に入札をして出していくという見込みでござ

ざいます。

金澤委員 コンサル会社に出すというのはわかるのですが、どのような入札形態、何社程度の入札を考えていらっしゃいますか。

下水道課長 指名競争入札の予定でございます。

金澤委員 わかりました。これについては、単純な金額だけになるのか、それともプロポーザル方式になるのか、そこらについては何かありますか。

下水道課長 一応プロポーザルの予定はございません。一般的に行います。

金澤委員 特にその後の業務システム、電算システムなども考えた上で、後年の維持管理費というのですか、そういう管理費を見込んだ上でプロポーザルにさせていただきたいというふうに考えているのですが、単に導入だけが安ければいいとなると、後々の負担が大きいと、もったいないというふうに思うのですけれども、その点ご見解いかがでしょうか。

下水道課長 公営企業法の適用につきましては、平成23年度に契約したコンサルについても県内複数の公営企業を担当したコンサルでございますので、ある程度のノウハウ、それから行政効率、こういったものをかなり意識した基本設計いただきましたので、入札に関しても指名で一般的に行いたいというふうに考えております。

金澤委員 この話、ちょっと次にさせていただいて、歳出なのですから、257ページ、公共下水道維持管理事業のうち下水道使用料徴収等委託料、これ水道部さんにお支払いしている金額なのですから、この委託料の見直しという根拠、単価含めて見直しというのはされているのでしょうか。

下水道課長 現実的には、基本的な見直しというのはしていません。

ただ、1点だけ申し上げておきますと、平成24年4月から全面的に水道が外部委託になるということで、この中で私どもの徴収等委託料、この計算もそれなりの水道部のほうで行った結果、実際平成23年度よりも平成24年度のほうが割高になってしまったのです。これは水道部の計算です。それだと、要するに下水側からいえば困るということで、協定の内容を少し見直しまして、若干下水道側が前年を少し下回る形で一定の要するに計数を協定書として修正させていただいたということがございます。

以上です。

金澤委員 では、それについて何で割高になるのか、外に出して民間委託して安くなるはずなのに、何で割高になるのか、水道部さんに聞かなければわからないということですね。単にいわゆる計数を掛けて引き下ろしてもらったというのでは、やっぱり説明がつかないと思うのですけれども、どのように理解されたのですか。

下水道課長 正確なところは水道部に聞かないとわからないのですけれども、新規にシステム構築、要するにシステムを構築して、あとそれに関連する機器であるとか、そういうものを導入す

ることによって、少し平成24年度は割高になってしまったと。それを調整して、今までは水洗の数だとか、そういったことを半々で規定して割り振っていたのですけれども、水道のほうを6割、下水のほうを4割といったような計数で調整したと。

ただ、全体的にはいずれにしても、そうすると、市としての持ち出しは上がったという形であります。だから、必ず上がっていると、業者に対しては。そういうふうに理解していません。単年度でございます。

金澤委員 はい、わかりました。では、細かいことは、また水道のほうにお聞きしたいと思います。

あと基本料金の料金体系の見直しについては、いろいろと議会のほう、提言、提案させていただいていますが、検討状況はいかがでしょうか。

下水道課長 料金体系につきましては、一般会計繰入金、これとセットで行革後期プランのほうに上げさせていただいておりますけれども、下水道会計としても一般会計繰入金の減少が続いている状態で、このまま続くと起債の償還等に影響を及ぼすことと、もう一つは適正な維持管理事業の執行が阻害されるということもございますので、ある程度一般会計繰入金が減った段階で、当然それにかわる負担を求めていかななくてはいけないということで考えております。

それで、下水道使用料につきましては、3年に1度検討するというところで、現在平成24年度まで現行のものを据え置くということで一応決まっておりますが、平成25年度から3カ年の下水道使用料につきましては、平成24年度中に下水道事業審議会を開いて、一応改定するという前提でちょっと考えております。

金澤委員 その改定するの、もうちょっと細かく確認したいのですけれども、単純に今これまでの料金体系を継続して単価を上げる改定なのか、それとも水道に合わせて従量方式に見直していくのか、どちらの改定なのでしょう。

下水道課長 従量制は今でも従量制でございます。前回基本料金云々という話があったのですけれども、そもそも下水に関しては、水道でいう基本料金、この部分というのは今2カ月で20立米ということで設定されておりますけれども、そもそもこれが基本的な部分ということで申し上げますと、最低限そのぐらいの量を流していただかないと、管のメンテナンス上、要するに管の管渠を守るという意味では一定の量がやっぱり流されるべきだと思うのです。そういう意味で、要するにある一定の量、20立米までは絶対必要量として基本料金として考えておりますので、そういった部分は残しながら、それ以外の部分で金額の単価であるとか、こういったものを若干調整させていただくということを今のところ計画しておりますけれども、ただそれも一応計算してみて、一般会計繰入金との兼ね合いで、またどうなるか、また当然今国のほうでも消費税一体改革、こういったことを検討しておりますので、住民の皆さんの負担のあれが急激にくるとか、そういったことでやはり社会情勢も考慮しながら、その時々で考えていく必要があると、今のところはというふうに考えております。

金澤委員 下水道会計を維持していかなければいけない、借金も返さなければいけない、穴があくわけにはいかないという意味で、今の課長さんの答弁で最低毎月10立米、2カ月で20立米、1カ月で10立米、10トン流してもらう前提でお金をいただかないと、会計が回らないというお気持ちはわかります。だけれども、高齢者のひとり暮らしで上水道そのものも節約する、トイレも節水型にする、いろいろ努力されて水道料金のほうは1立米からの刻みですので、節水すれば節水する分だけ水道料金安くなっていくわけです。だけれども、下水道会計だけは同じ水を使って節水しても、基本料金の2カ月20立米、1カ月10立米は幾ら節水しても安くない。これについて、やっぱり今の市民意識からいくと、とても納得できるものではないわけです。全国的にも水道料金と同じように節水したら節水した分だけ、9立米、8立米だったらその分だけいただきますよというのが市民感情としてもっともだというふうに私は思うのです。

今の最初のご答弁はご答弁として承りますけれども、ほかのそういった基本料金から従量制にしている他市は、ではどういう発想でやっているのか、これについては研究、検討というのはしていただけないのですか。

下水道課長 その料金の体系、そういった方法については、今後研究してまいります。

ただ、私がさっき申し上げましたのは、最近例えば一つの例で申し上げますと、節水トイレございます。私の家でもかえたのですけれども、確かに少ない水で流れることは流れる。ただ、排水設備の状況、地形等ありまして、実際は例えばこのくらいの水だと詰まってしまうということも考えられるのです。実際問題、節水トイレが導入されたことによって、排水設備が詰まったというお宅も何件かあります。それはやっぱり水の量が絶対的に少ないから。だから、排水設備の状況で、その上流に例えばお風呂の排水が一度に流れると、そういったことで流れるということがやっぱり多々あると思うのですけれども、そうではない場合も想定しなくてはいけない。節水、確かに水も資源ですから、あれですけれども、管渠を保護するという意味では、一定の量やっぱり流れるということも、管渠の保護には私は必要だと思っています。これは蛇足ですけれども、そういうことも含めて、やっぱりちょっと研究させていただきたいなと思っています。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第27号 平成24年度入間市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第28号 平成24年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事業特別会計予算

委員長 次に、議案第28号 平成24年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事務所長 議案第28号 平成24年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事業特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

平成24年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億7,900万円でございます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。予算説明書の277ページから278ページをごらんください。款1事業収入、項1目1保留地処分金571万8,000円は、付け保留地4画地、面積にして60.76平方メートルの処分を見込んだものでございます。

次に、款4項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、1億4,700万円を計上したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書の279ページから282ページをごらんください。款2項1目1事業費、大事業、調査設計等委託事業6,979万7,000円は、換地図作成、換地処分通知書作成、公共施設管理引き継ぎ図書作成等、主に換地処分に伴う業務委託費を計上したものでございます。

ここでお手元にご配付しております平成24年度の工事施工箇所図面をご確認いただきながら、工事費の説明をさせていただきます。大事業、工事費1,547万4,000円は、下藤沢線歩道整備工事及び宅地造成工事等を実施するものでございます。

次に、大事業、物件等補償費4,259万5,000円は、3棟の建物移転補償等を実施するもので

ございます。平成24年度の事業を予定どおり終了させ、街路整備及び建物移転率100パーセントを目指します。よろしくご理解をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 調査設計等委託料の中で新旧の住所対照表作成と出ているのですけれども、この地域、例えば下藤沢何丁目から何丁目までというふうな形で基本的な考え方はできているのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 昨年度、あと今年度に住民、地権者及び周辺の方のアンケート等を実施いたしました。その結果、下藤沢という名称を残したいという方が圧倒的に多数を占めておりましたので、現在下藤沢何丁目という形でそのエリアをどこを何丁目にする、1丁目にする、2丁目にするという下図ができておりまして、今後それをまち研、審議会、また議会のほうにお諮りいたしまして、決定をいたしたいと思っております。

以上でございます。

石田委員 下藤沢というのはわかりましたけれども、そうすると何丁目から何丁目ぐらいに分ける予定なのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 現在の案でございますと、1丁目から5丁目でございます。

金澤委員 以前から聞こうと思っていたのですけれども、ちょっと根本的なところで恐縮なのですが、過去のことになりましたが、りそな銀行の西側、安川団地のあるあたり、この一角、すぽっと外れていますよね、区画整理地内から。これどのような理由があったのかちょっと教えていただけますか、昔のことなので済みませんが。

区画整理部長 ちょっと記憶の中の話になりますけれども、当時区画整理に同意していただきたいという話を持っていったのですけれども、やはりある程度開発的な部分でもう終わりになっているということがございましたので、その部分は今回は賛成していただけなかったということで、区域の中の除外ということになっております。

金澤委員 というのは、なぜお聞きしたかということ、現実問題、区画整理が進むと、正直言ってこの一角に入り込むと道路幅は狭い、荒れている、雨水はたまる地域もあるということで、藤区の区画地と本当に対照的になってしまって、残念だなという思いを強くするのです。

ただ、それに比べて扇台の土地区画整理地と比べると、あそこもみんながみんな賛成したわけでもなし、正直言って賛成も反対もなかったような区画まで全部入っている。何でこだけそのような反対があったことで外したというのがあったのですか。

区画整理部長 余り詳しくちょっとご説明できないのですけれども、区画整理ですと、当初余り区画

整理のイメージがよくなって、やはり土地をとられてしまうということもありましたので、そういった意味で、ここはある程度区画整理をやってもそんなに変わらない地区だというふうに、多分そこの住民等は思っていたのかもしれないです。そんな意味で、区画整理やらなくても今の生活で十分だということで、多分今回の区画整理の中にはちょっと賛成していただけなかったということだと思っております。

金澤委員 では、その件はそれでお伺いいたしました。

それと、いろいろと都市計画道路含めて植え込みとか花壇的なものを場所としては設置してあるのですが、予算がないのかどうかわかりませんが、植わっていないのです。ただ、土だけが、雑草だけが生えているところが目につくのですけれども、それは予算的にとれていないのですか、それともどのようにお考えなのですか。あの雑草が生えているのだったら、ないほうが歩行者にとっては通路が広がってありがたいのですけれども。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 植樹の件につきましては、9月の台風のときに倒木した部分、あとは立ち枯れした部分も含めまして今年度、ことしの3月30日までにすべて植樹をする今計画で現在執行しております。ですから、3月を終われば、今植わっていない部分、あとは立ち枯れている部分、あとは台風によって9月に一時的に取ってあった部分にも今植栽をするということになっております。

以上でございます。

金澤委員 具体的に言うと、例のいわゆる下藤沢のヨークマート下藤沢店の西側にあるいわゆるコミュニティ道路と言われているところ、あそこもう本当時から邪魔だ、邪魔だと言われている高く上がっているブロックの積み上げているところありますよね。あそこにも、では花が植わるといふふうに、花、緑を植えていただくということで理解していいわけですね、新年度になったら。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 その当該場所につきましては、決算特別委員会で委員さんのほうからご指摘をいただきまして、その後すぐに現地を確認に行ったところ、花が植わっている状態がございました。ですので、今回の3月30日までに植えるというのは、あくまでも街路の歩道にある植樹ます及びそういったところにある木の倒木及び立ち枯れ、あとは抜けてしまったところについては植栽をやるということでございます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第28号 平成24年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第29号 平成24年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計予算

委員長 次に、議案第29号 平成24年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 議案第29号 平成24年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計予算の提案理由についてご説明を申し上げます。

平成24年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億4,000万円とするものでございます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。予算説明書295ページから296ページをごらんいただきたいと存じます。款1 国庫支出金について、項1 目1 公共施設管理者負担金は1億6,000万円を計上したものでございます。

項2 目1 区画整理事業国庫補助金につきましては、1億4,750万円を計上したものでございます。

款2 項1 目1 一般会計繰入金につきましては、2億2,470万円を計上したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書297ページから300ページをごらんいただきたいと存じます。款2 項1 目1 事業費につきましては、大事業、調査設計等委託事業で建物調査積算合計26棟、工事測量、6-5号線ほかの道路実施設計等の委託料として2,300万円を計上したものでございます。

続きまして、大事業、工事費の説明をさせていただきます。お手元に配付をいたしました工事予定箇所図をご参照いただきたいと存じます。中事業、街路築造工事費では都市計画道路馬頭坂線ほか4路線、335メートル、5,150万円を計上したものでございます。図面では赤く表示した部分でございます。

中事業、宅地造成工事では、斜線で表示をさせていただいておりますが、14街区の一部750平方メートルの造成、3,000万円を計上したものでございます。

中事業、雨水工事費では、区画街路6-4号線、4-1号線ほかに合計160メートルの雨水工事費として4,000万円を計上したものでございます。こちらにつきましては、緑色で表示をさせていただいております。

中事業、汚水工事費につきましては、こちら青色で表示をしてございますが、6-4号線に延長80メートルの工事費として600万円を計上したものでございます。

中事業、その他工事費では、こちらは水色で表示してございますが、平成23年度からの継続事業、基地送水管移設工事の2年目の年割額を含む2,146万5,000円を計上したものでございます。

大事業、物件等補償費では、中事業、物件等移転補償料で12戸14棟 2億3,820万円、同じく中事業、電柱等移設補償料で宅地造成に伴う支障電柱等の移設に対する補償として500万円等の合計2億8,590万円を計上したものでございます。

平成24年度末の進捗率見込みにつきましては、図面左下にもございますけれども、事業費ベースでは42.86パーセントとなります。街路整備率は8.92パーセント、建物移転率は52.32パーセントとなります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 電柱等の移設補償料、今500万円と言いましたか。5本で500万円というと1本100万円もかかるのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 今回見込んでおります電柱の補償料でございますが、一応500万円というのが予算額でございます。2カ所、4本、それから架空線1ということで、全体量としては5カ所というふうな勘定になります。

石田委員 これはどういう基準になっているのか。例えば場所によっても移設するときで変わっていると思うのです。だから、全部が100万円平均でいくわけではないと思いますので、一番安いのと一番高いのはどのぐらいあるのかと、この基準というのは何なのか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 基本はそれぞれ電柱1本ごとに乗っているであろう電気のほうの東電のほうの線、それから下のほうにかかっておりますN T Tのほうの線、それぞれの会社から見積もりが上がってまいりますけれども、経験的にはN T Tが余りボリュームのないものであれば十五、六万円から30万円程度、それから東電につきましては50万円から80万円というのが相場的なものと考えております。

ただ、その上に例えば一般的に言う通常変圧器、お釜というものが乗っていたり、ボリュームにもよりますので、やっぱり変わってきます。そういったことで、一応100万円というふうな算定をさせていただいております。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第29号 平成24年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第30号 平成24年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計予算

委員長 次に、議案第30号 平成24年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

扇台土地区画整理事務所長 議案第30号 平成24年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

平成24年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億9,098万3,000円でございます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。予算説明書の315から316ページをお開きいただきたいと存じます。款1事業収入、項1目1保留地処分金は、一般保留地1区画、105平方メ

ートルと付け保留地1区画、80平方メートルの処分価格として2,000万円を計上したものでございます。

次に、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1区画整理事業国庫補助金は、社会資本整備総合交付金5,400万円を計上したものでございます。

次に、款4項1繰入金、目1一般会計繰入金は、4億1,598万3,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書の317から318ページをお開きいただきたいと存じます。款2項1目1事業費、大事業、調査設計等委託事業2,363万6,000円は、画地確定くい打ち測量、建物、物件調査積算等の委託料として計上したものでございます。

お手元に配付させていただきました図面を参照願いたいと思います。平成24年度当初予算施工予定箇所図でございますけれども、茶色の部分が整備済み路線、それから赤の部分が平成24年度の整備予定箇所となっております。大事業、工事費、中事業、街路築造工事費5,170万円は、会館通り線歩道整備工事として歩道幅員2.5メートル、延長300メートルを実施するものでございます。街路築造工事は区画街路6-74号線ほか2路線の延長145メートルを実施するものでございます。

同じく中事業、雨水工事費1,390万円につきましては、区6-60号線に口径350から450ミリの雨水管を延長110メートル布設するものでございます。

同じく中事業、汚水工事費1,370万円につきましては、主に街路築造工事に伴い、口径200ミリの汚水管を延長195メートル布設するものでございます。

次に、中事業、その他工事費2,235万円につきましては、市営住宅解体工事8棟及び38街区の宅地造成工事を行うものでございます。

続きまして、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料2億9,825万3,000円につきましては、11棟の建物移転補償費を計上したものでございます。平成24年度の事業が予定どおり終了いたしますと、事業費ベースで進捗率は26.22パーセントになる予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご決定くださりますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

塩屋委員 今回の図面の関係で、例えば道路、これの整備率33.91パーセントというふうに平成24年度の当初予算ということなのですが、ところでこの中に当然富士見通りとか久保稲荷線は入った計算ですよ、確認のため。整備率に入れているのかどうか。これ塗ってあるから多分入

っているのだと思う。入っていますね。

扇台土地区画整理事務所長 入っています。

塩屋委員 そうすると、例えば富士見通り線は、あれは全線買収ではなかったのでしょうか、どうでしたか。

扇台土地区画整理事務所長 久保稲荷線から行政道路側は買収、それから国道463号側は区画整理事業で行っております。

塩屋委員 はい、わかりました。

そうすると、一般のやっぱり住民、言ってみれば私もこれに近い地区に住んでいるわけだけれども、からすれば全体の区画整理事業がどのくらいかという点で、整備率というのは一つの参考にはなるのだけれども、実際にはなかなか進んでいないよという実感があるわけです。それは、先ほどから委員同士の話の中でも雑談の中で出ていたのだけれども、やっぱりほかの区画整理事業が次々あったりして、どんどんそっちに予算食っていた。だけれども、そっちが終わったときにはその部分も含めて扇台土地に投入することになって、ピッチ上げてできるだろうというのがあったわけだけれども、これは国の補助金の関係とかいろいろなこともあって、なかなかそうもいかないのだけれども、実態としてはこういう整備率ほどいていないなというのがあるわけ。今言ったように、例えば富士見通り線でも途中までは買収方式でやっている、区画整理ではなくということも一つには関係しているわけです。道路としてはもちろんできているけれども、これは区画整理ではなく、それ以前からも別、都市計画としてやられた問題で、この大きな道路を除いたものの整備率というのは計算したことというのはあるのかな、あるいは何か概略の数値持っているかどうか。それが地元の生活実感につながっていくわけだから。

扇台土地区画整理事務所長 細かい道路については、計算では出てくるのですが、拾ってはありませ

ん。

塩屋委員 それでは、1つ、これはあくまでいろいろなことを資料として考える上で参考になると思うので、後日でも結構ですから、概略このぐらいの数字か何かを教えてもらえば、これが1つ。

もう一つ、数字を教えてもらいたい。今の整備率に関係するけれども、例えばここで塗られている道路整備済み路線という中にも民間の会社なり個人の人がそこを区画整理事業に合わせて指導を受けたり、開発許可を受けたりして、そして道路を整備したというところも結構あると思うのだけれども、その数値というのはやっぱり整備率の中に合計に入ってしまうかと思ってしまうのか、計算の仕方として。

扇台土地区画整理事務所長 入っていると解釈しています。

塩屋委員 それもやっぱり地元の人から見ると、区画整理、一定は進んだけれども、なかなか進まな

いよという中に、いや、あれは、でもあの道路は業者が自分のあれでやったのだからと、市の許可を得てというのを知っているわけです。そうなると、本当になかなか道路整備が全体としては進んでいないという実感を持っているというのもあると思うのです。業者が許可を得て道路整備等がやられたものがどの程度あるか知りたいわけだけれども、その数字というのははじいたものというのはあるのかな。参考までにあるのかどうか。

扇台土地区画整理事務所長 あります。

塩屋委員 今出るわけ。

扇台土地区画整理事務所長 今は済みません。

塩屋委員 では、先ほどの数値と、いわゆる都市計画道路なんか除いた、それからもう一つは民間業者がつくった、整備した道路等を除いた数値で整備率がどのくらいいつているかというのを参考までに知りたいので、後日資料を配っていただければと思うのですが。

委員長 お諮りします。

資料のほうはでき次第、ポストに入れるか、それとも4月10日前後に協議会がありますので、そのときでよろしいか、いかがでしょうか。でき次第、ポストに入れておいてよろしいでしょうか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 それでいいですか。早いほうがいいですか。

塩屋委員 いや、結構です。

委員長 では、でき次第、ポストに入れておいてください。委員のところに資料、今の2点の資料を。わかりましたよね。

金澤委員 ちょっと確認なのですが、区画整理地内の緑地部分の面積は、基準と今回の予定面積、それぞれ教えてください。

扇台土地区画整理事務所長 公園面積は9カ所で4万3,201.3平方メートルを予定しております。

金澤委員 今おっしゃられたのは公園面積ですよね。区画整理の場合の緑地に関する基準というのは幾つになっていますか。

扇台土地区画整理事務所長 面積に対して3パーセントです、基準は。

金澤委員 今の確認ですけれども、緑地なのか公園なのか、ちょっともう一度区別していただけますか。先ほどおっしゃった4万3,000平方メートルというのは、これは何パーセントに当たるのですか。

扇台土地区画整理事務所長 公園4万3,201.3平方メートルで5.5パーセントに当たります。

金澤委員 緑地なの、公園、どっち、基準は。

扇台土地区画整理事務所長 公園です。

金澤委員 もう一度確認ですけれども、では公園面積が基準としてあって、いわゆる土地開発のとき

にひっかかるような緑地面積ではないわけですね。

区画整理部長 区画整理法の中では、緑地ではなくて公園の面積とされております。

以上です。

金澤委員 そうなってきたときに、公園面積の中に正直言って扇台の土地区画の中では市民会館、この愛宕公園の面積が非常に面積的に大きいというか、この部分外していたら大変なことになったなど、またある意味これがあるから、これにひっかけてほかの減歩を少なくした、ちょっとかなり考えたのかなと見ていて思うのですけれども、緑で囲んでありますけれども、市民会館、中央公民館及びその駐車場の面積というのが、これは今回の今言った4万3,000超の公園面積に外されているのですか。

扇台土地区画整理事務所長 含まれております。

金澤委員 公園という定義、では何なのですか。市民会館駐車場が公園に当たるのですか。

区画整理部長 現在市民会館のところに駐車場があるのですけれども、最終的には移転をするということになっておりますので、最終的には公園の中にカウントできると。やはり市民会館そのものは不適合でございますので、いずれは区域外に出ると、公園のほかに出ることになりますので、最終的にはこの面積は確保できるという形になっております。

金澤委員 ということは、将来的に市民会館、中央公民館、これはなくなるから、そのときに最終的にここは愛宕公園と一体化となった都市型公園になるので、面積に組み入れたということで理解していいわけですね。

区画整理部長 はい、そのとおりでございます。

金澤委員 あともう一点、この区画整理地において、区画整理外に水が出ないようにこの区画整理地内での貯水量というのが雨水に関して基準があると思うのですが、気になるのが他の区画整理事業を見させていただくと、かなりやっぱり地下調整池、または狭山台なんかは露天の遊水池ありますけれども、この扇台に関しては、ちょっとそれがぱっと見にはわからないのですが、その点についてはどのようになっているのでしょうか。

扇台土地区画整理事務所長 区画整理の中に6カ所、9,857平方メートルの公園の中に調整池を予定しています。扇台についても基本的には地下調整池を検討しております。

金澤委員 どこ。

扇台土地区画整理事務所長 公園部分、公園があるのですけれども、その下に一応グリーンで囲ってある公園何カ所かあると思うのですけれども、そのうちの一応6カ所に地下調整池を将来的には予定しております。

金澤委員 ということは、まだ整備率がなかなか上がってこないから、地下調整池を記入する段階でもないから、今書いていないというふうに理解してよろしいわけですね。

扇台土地区画整理事務所長 はい、そのとおりです。

金澤委員 その際には、愛宕公園の中の池というのは含まれるのですか、外されているのですか。

扇台土地区画整理事務所長 含まれておりません。

石田委員 今の話の中で、私聞きたいのは中央公民館、市民会館の関係なのですけれども、当然現在の事業費の中でこれの移転費用見ているわけですよ。ですから、その面積と移転費用をちょっとお聞きしたいのですが。

扇台土地区画整理事務所長 移転費用については、見ておりません。一応不適格ということで、あそこにはできないという解釈しますので、区画整理事業では移転費用は一切見ておりません。

石田委員 もともとあったところで区画整理が始まったのですよね。不適格というけれども、実際にもともと市民会館があるところを区画整理の区域に決めていったわけでしょう。ですから、当然その中にあるものを移設するなりする場合には、区画整理の事業費の中に入ってこないとおかしいと思うのですけれども、それは関係ないのですか。

区画整理部長 市の区画整理事業でやっておりますので、当初の話の中ではやはり先ほど言いました建築不適格でございますので、要は生涯学習部のほうの所管になりますけれども、そちらのほうでやらせていただくということで、当時話を進めてきていますので、当然うちのほうでは当初の事業には組んでいないという状況でございます。

石田委員 当初290億円ぐらいで全体予算化しましたよね。その中で、当然公園もつくっていくという中で、その中にある市民会館に関して、やっぱりここからどこかへ出ていただくということになってくると思うのです。その分が当然事業費で組まれていないのですか。

区画整理部長 先ほどもちょっとお答え申し上げましたけれども、区画整理事業と別な会計のほうで移転費用を出すと。ですから、教育委員会になりますか、生涯学習部のほうになるかと思うのですけれども、多分当初のときそんな話で進んできたのかなと思っております。

石田委員 そうしますと、例えばこの区画整理事業が全部この区域が終わったと、基本的に道路から何から全部移転も終わって、それで市民会館だけが残ってしまったと、現状のまま。その場合には、区画整理事業は終わったという解釈で国のほうの監査や何か通るのですか。

区画整理部長 基本的には公園の中に建てられる建築面積というのは2パーセントということになっていますので、当然その事業が終わったときに建物がないということにならないと、監査という国のほうの認可が得られないという状況になっています。ですから、事業終わる前には市民会館と中央公民館はほかの場所に移転をしていただくということになると思います。

石田委員 どうもよくわからないのですけれども、それでしたら、当然移転の費用や何かもそれは区画整理事業の中の予算として組んでいないとおかしいのではないですか。そうしないと、監査や何か済まないのではないですか、終わらないと全部。

区画整理部長 当初のそういった事業認可したときに、ちょうど私もかかわっていなかったのですが、余りはっきりはお答えできないのですけれども、やはり事業費がかさむということもございま

したので、その分少し緩和をしているのかなというふうに思っております。

石田委員 区画整理の事業を計画する中で、市民会館については、どういう扱いにするとか何か文書的に残っていますか。

区画整理部長 市民会館建てるときに、区画整理区域なので、76条の許可申請というのがございます。

そのときの許可申請の中で、区画整理終わるまでには移転をするという条件つきで建てたということになっていると思います。

石田委員 それは時期的にはいつの話なのですか。では、この区画整理事業が決まったのがいつなのかと、市民会館を建てたときはいつだったのか。市民会館そのものはかなり古いと私の頭にあったものですから、その前にこの区画整理事業が決定していたということなのですか。

区画整理部長 扇台、その区画整理事業は非常に何年ごろだった、実際的には昭和42年ごろ都市計画決定しているのです。その後多分市民会館はつくっていると思うのです。全部扇西土地区画整理事業とか扇台土地区画整理とありまして、いろいろ今終わったところもありますけれども、かなりすごい面積で当時やっていたのです。それで、反対が起きたりなんかしまして、扇西でやったりですとか、今扇台のほうもある程度その地域を分けて区画整理事業をやっているのですけれども、その全体の中で多分最終的に中央公民館ですとか市民会館どうしようかという話で、多分そのとき出てきた許可の中では、やはり区画整理終わるときまでにはどこかの用地を手当てをして移転をするということでの許可を区画整理の中で出して、今も進んでいると。最終的には、先ほどちょっとお話ありましたけれども、換地処分までには当然移転をしていただくということが大前提かなと思っております。

石田委員 委員長に諮ってもらいたいのですけれども、1つは重要な要素になって、かなりの高額のコストになると思うのです。ですから、その点について、はっきりさせたほうがいいかなと思うのです。もしできましたら、そういうことで経過も踏まえて市民会館の扱いがどうなってくるのか、扇台の区画整理事業の中で当然組まれているものだと思うのですけれども、そうではないということになってくると、大変な問題になってくるので、その辺の資料もあわせて今後提出してもらえようをお願いしたいのです。

委員長 皆さん、よろしい……金澤委員、それに対して。

金澤委員 資料を出していただくのはいいのですけれども、とりあえず今現在休憩していただいた間に、生涯学習部の部長さんのほうにその認識ありますかということ一度それだけでも確認していただきたいと思うのです。合同審議というのは今なかなかできないので、あくまでも参考意見として休憩中に聞きたいのですけれども。

区画整理部長 正式に生涯学習部のほうに、うちのほうからまだ、当時やっていたかどうかかわからないのですけれども、今の段階ではまだその辺の話はしておりませんので、部長のほうでは話をして、ちょっとまだ検討段階かなというふうに思っております。

〔(検討段階じゃないでしょう)(全部資料出してもらって……)と  
言う人あり〕

委員長 まず、では資料のほうを提出、どのくらい時間がかかりますか。日にちというか、時間と  
いうか。

〔(いやいや、ちょっといいですか。済みません、いいですか、途  
中で切って)と言う人あり〕

委員長 暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時47分 再開

委員長 会議を再開いたします。

市民会館についての扇台の区画整理の中での位置づけとといいますか、関係について統一し  
た意見を集約していただいて、資料等を作成していただいて、委員会のほうに提出していただ  
きたいと思いますので、よろしくお願いします。これは協議会のほうで、4月の協議会で  
皆さんでご協議とといいますか、認識を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

資料請求をいたします。よろしくお願いします。

では、引き続き質疑を願います。ありますか。

〔(なし)と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし)と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第30号 平成24年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計予算を  
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第31号 平成24年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算

委員長 次に、議案第31号 平成24年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算を  
議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

狭山台土地区画整理事務所長 議案第31号 平成24年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

平成24年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億980万円でございます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。予算説明書の333ページから334ページをごらんください。款1項1目1保留地処分金9,420万円につきましては、一般保留地2画地、2,644平方メートルの処分を見込んだものでございます。

次に、款2項1目1区画整理事業国庫補助金につきましては、4,950万円を計上したものでございます。

次に、款3項1目1一般会計繰入金につきましては、2億6,450万円を計上したものでございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。予算説明書の335ページから338ページをごらんいただきたいと思います。款2項1目1事業費、大事業、調査設計等委託事業2,325万円につきましては、仮換地指定等の作業及び街区・画地点等測量、基準点測量等の業務委託を計上したものでございます。

お手元に配付いたしました図面をごらんいただきたいと思います。街路築造工事につきましては赤、雨水工事は緑、汚水工事につきましては青色の表示をしておりますので、ご確認をお願いします。大事業、工事費、中事業、街路築造工事費1億4,202万円につきましては、区域内北側、県道側です、に位置します区1号線の一部、幅員9メートル、延長241.52メートル、ほか6路線、延長932.39メートル、合計7路線、延長1,173.91メートルの街路築造工事を実施するものでございます。

次に、中事業、雨水工事費940万円につきましては、区20—32号線の一部、内径500ミリ、延長109.32メートル、ほか1路線、内径500ミリ、延長44.60メートル、合計2路線、延長153.92メートルの雨水管布設工事を実施するものでございます。

同じく中事業、汚水工事費1,120万円につきましては、区21号線の一部、内径200ミリ、延長86.80メートル、ほか1路線、内径200ミリ、延長144.66メートルの合計2路線、延長231.46メートルの汚水管布設工事等を実施するものでございます。

続きまして、大事業、物件等補償費では、電柱移設26本の補償費として1,950万円を計上したものでございます。

次に、款3項1公債費、目1元金、大事業、償還元金1億1,860万円につきましては、平

成22年度借りかえ分の土地区画整理事業債の元金を償還するものでございます。

次に、目2利子、大事業、償還利子146万9,000円につきましては、平成22年度借りかえ分の土地区画整理事業債の元金に対する利子を計上したものでございます。

平成24年度の事業が予定どおり終了いたしますと、街路整備率及び建物の移転率は100パーセントとなる予定でございます。事業費ベースでの進捗率は、約92パーセントとなる予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 物件等の補償料で1,950万円になって、電柱等移設補償で26本と書いてあるのですが、この等というのは何かあるのかと同時に、電柱そのものは先ほど北口の関係で1本100万円近くにもなるという話なので、こちらの場合には幾らぐらいで見えていますか。

狭山台土地区画整理事務所長 1本75万円で見込んでおります。その26本分ということになります。

石田委員 その等というのは、別に電柱に関連するものという意味でしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 等はありません。電柱のみです。

石田委員 北口の場合とこれだけ違いが出てくるのは、100万円と75万円大分違うのですけれども、その違いはどのようなところなのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 電柱といっても100万円かかるものもありますし、90万円だとか60万円だとか一概にちょっと言えませんので、平均値を出した形になります。

以上です。

石田委員 もちろん電柱のいろいろ状況によって違って来るのだと思うのですが、同じ入間市がお願いするところで北口の関係が100万円とこちらが70万円というのも、これ根拠はどこにあるのか、これの見積もりを全部ある程度事前にとった結果ということで考えていいのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 見積もりはとってございません。今までの経緯とか、今まで移転していますので、そういったものを参考にとっているところですが。

以上です。

金澤委員 大分終盤になってきて、今までのご苦勞に大変敬意を表するものなのですが、今後の街区公園及び近隣公園の整備予定についてお聞かせください。

狭山台土地区画整理事務所長 街区公園につきましては、2カ所ございます。この2カ所につきましては、平成24年度予算の中で整備をしていく予定でございます。また、近隣公園2万1,500平方メートル、大きなものがあるのですが、そこは現在残土置き場になっております。

その残土を処分しなければいけないということと、最終的にはうちの遊具を置くとか、そういったことまでは考えてはおりません。更地にして、みどりの課のほうに移管するというふうな形になろうかと思えます。

金澤委員 そこが問題で、みどりの課のほうはそれで納得している、オーケーしていただいているのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 まだ正式に調整は進めていないのですけれども、過去にそういったような話はございます。

金澤委員 過去の話では、いや、それはおたくの仕事でしょうというふうに言って、お互い押しつけ合っていると聞いているのですけれども、いつ調整される予定ですか。もうそろそろ終盤なわけなので、今までどおりあなただ、あなただと押しつけ合ってもしょうがないので、いつ調整されますか。

狭山台土地区画整理事務所長 平成24年度につきましては、工事概成がすべて整うような状況になっています。そうしますと、残りの部分については、近隣公園とか公園とか、あと調整池の第2期工事があるのですけれども、そういった残りが少なくなっていますので、これはもう早急に進めないといけないと考えております。

金澤委員 時間がないので、また特にこの近隣公園については将来的に私は防災機能を持たせた防災公園というふうな地元要望強いと思うのです。そういう意味でしっかりと地元住民を巻き込んだ公園のあり方の検討を進めていただきたいというふうに思います。これは要望です。

特に今の近隣公園の隣の28街区の公共公益施設用地、これをこの妙な形で処分になっているのですが、何でこんな形になってしまったのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 図面で上側になっていますけれども、1本短冊があるかと思うのですけれども、これにつきましては隣のところ見ていただきますと緑地5ということで入っているかと思うのですけれども、その延長という形になります。それとあと、ちょっと白く28のところへこんでいるところがあるかと思うのですけれども、これは集会所がございまして、それで、当初の計画でいきますとここには公共施設を持ってくるというお話だったのですけれども、こういう状況なものですから、公共施設的なものが来たのがみどり台の集会所だけだという形になります。ですから、この部分については売却、保留地扱いになっていますので、売却をするというような形で考えております。

金澤委員 では、その公共施設って何を予定されていたのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 恐らく具体的なものは、当時からなかったかと思うのですけれども、仮な話なのですけれども、例えば公民館とか研修所みたいなものとか、あくまでも公共的なものを誘致するというスペースを設けただけです。

金澤委員 すぐそこに二本木公民館あるのに公民館ってちょっといただけないのですけれども、何の

イメージもなかったということですか。

狭山台土地区画整理事務所長 具体的などういったものをつくるかというのは、ちょっと私も承知をしていないのですけれども、先ほど言いましたように集会所とか、公民館は二本木公民館ありますから、ちょっとオーバーなのですけれども、そういったあくまでも公共施設的なもの、また市のほうでここに何々を持ってきなさいとか、図書館を持ってきなさいとかというようなスペースとして位置づけられたものだと思っています。

金澤委員 最終的にちょっとどうしても土地の価格の下落とかで会計上少しでも売ってお金にしたいということで公共施設を持ってくるのを断念して保留地処分にするというふうにされたのかなというふうに推察されるのですけれども、この形として南側の部分、何でこれは残っているのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 これは、保留地として、保留地なのですけれども、地権者の土地をちょっと交換するような形がありますので、その分についてはここに地権者の土地が来るというような形になります。それで、当然地権者の土地がどこかにあるわけですから、その分については処分をする。31街区のところにあるのですけれども、今地権者と調整をしているところなのですけれども、土地の入れかわりになる部分の土地というような形でお考えになっていただければと思いますけれども。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方から願います。

石田委員 議案第31号 平成24年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算に反対の討論を行います。

狭山台土地区画整理事業への一般会計からの繰入金は2億6,450万円になっており、予算規模は4億980万円であり、年度末には道路整備率は100パーセントになる見込みです。平成23年度末の市費投入額は56億8,816万円になり、平成24年度末で59億4,371万4,000円であり、最終的に63億4,355万1,000円にもなります。

入間市は、バブルが崩壊し、市民生活が困難になる中、財政難を理由に敬老祝金を毎年支給から節目支給にし、さらにその金額まで減額しました。寝たきり老人手当の廃止や学童保育料の大幅引き上げ、また重度心身障害者福祉手当に所得制限を導入し、さらに65歳以上の新規障害者を対象から外し、教育教育団体の公民館使用料の有料化など、市民の暮らしや福祉、教育分野の予算を削減し、負担を重くかけてきました。こうして市民生活を犠牲にしながら、最優先課題の一つとしてこの間市費を59億4,371万円もつぎ込み、狭山台土地区画整

理事業を進めているのです。この間に失われた市民生活は、取り戻すことはできません。これらの背景には、この事業が当面の計画どおり保留地処分が見込まれなくなり、4回目の見直しで市費投入額が24億9,000万円から61億702万円に、さらに保留地の売却価格が安くなり、最終的には63億4,355万1,000円、当初計画の255パーセントにも増加する見込みです。これでは市民の理解は得られません。

景気が低迷する中、大震災と原発事故により市民の暮らしは一層厳しくなっています。市民の納める高い税金は、工業団地造成よりも震災への支援や放射能対策及び近隣市と比べて大きくおこなっている中3までの子供医療費の無料化や住宅リフォーム助成の再開などに予算を回すなど、災害対策や厳しい市民生活を応援する予算にすべきです。

以上で平成24年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算の反対討論とします。

以上です。

委員長 次に、賛成の方願います。

駒井委員 狭山台土地区画整理事業特別会計予算について、保守系クラブを代表して賛成の討論を行います。

狭山台土地区画整理事業は、平成5年の事業認可以来着々と整備が進み、工業専用地域では多くの企業が事業活動をし、また住居地域でも多くの住宅が建設され、活気のある町並みが形成されております。事業も終盤を迎え、残りの道路整備などを行い、土地利用の増進を図り、事業活動に支障を来すことのないよう一日も早い事業の完成に向けて予算執行をすべきであります。

そのようなことから、平成24年度予算では街路築造工事及び雨水工事等に重点を置いた予算編成が行われております。このことは、土地利用の増進が図れ、地域住民の皆様の要望にこたえる適切な事業の執行であります。しかしながら、厳しい経済、社会状況の中、地価の変動も余儀なくされる中、保留地処分金の確保は大変厳しいものと思われませんが、適切な処分方法に努力され、財源確保に努められるとともに、さらなる事業費の削減に努め、狭山台土地区画整理事業が早期に完成されますよう期待し、平成24年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算について賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号 平成24年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第31号 平成24年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第32号 平成24年度入間市水道事業会計予算

委員長 次に、議案第32号 平成24年度入間市水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

水道経営課長 議案第32号 平成24年度入間市水道事業会計予算の概要につきまして、予算書及び予算説明書によりご説明申し上げます。

予算書の346ページをお開きください。予算の内容からご説明いたします。まず、予算の規模なのですけれども、平成24年度の水道事業会計の予算規模は、前年度当初予算より8.07パーセント増の42億520万4,000円となっております。

次に、運営方針なのですが、平成24年度の水道事業につきましては、入間市水道ビジョンの考え方に基づいて、水道施設の維持管理や更新を適切に行うとともに、効率的で安定した事業経営を確保するため、平成23年度からの継続事業である扇町屋配水場の耐震化工事を初め、寺竹配水場建設に伴う調査業務、水道施設の適切な維持管理及び老朽化した配水管の更新などの取り組みを進めてまいります。

第2条の業務の予定量では、給水戸数を平成23年11月現在の給水戸数に平成23年度末までの増減を見込みまして、前年度と同数の6万4,000戸、年間総給水量を平成23年度末の年間総給水量1,781万3,190立方メートル及び平成24年度末までの年間総給水量の減少などを見込みまして、前年度当初より4万7,350立方メートル減の1,740万2,000立方メートルとし、1日平均給水量は4万7,677立方メートルとなっております。なお、鍵山浄水場における自己水確保率を埼玉県企業局との協議に基づきまして19パーセント、県営水道からの受水率を81パーセントといたしております。また、水道料金の対象となる有収率は、ここ数年の実績

を踏まえ、目標値としては95パーセントといたしました。

次に、主要な建設改良事業の水源場建設事業では、平成24年度から2カ年の継続事業で行う鍵山浄水場内水源施設設置工事を、配水場改良事業では平成23年度から2カ年の継続事業で行っている扇町屋配水場耐震化事業及び平成24年度から2カ年の継続事業で行う扇町屋配水場電気設備改修事業、配水管改良事業では平成24年度から2カ年の継続事業で行う八津池団地内配水管布設替工事を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出ですけれども、事業収益につきましては前年度対比、率で3.17パーセント、額で9,447万9,000円減の28億8,137万9,000円を見込み、事業費では前年度対比、率で3.55パーセント、額で1億318万6,000円減の28億493万6,000円とするものです。この結果、平成24年度における税抜き後の収益的収支は、昨年度当初より1,030万2,000円減の2,559万2,000円の純利益となる見込みでございます。

続きまして、346ページから367ページにかけての第4条の資本的収入及び支出でございます。主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出であり、資本的収入は前年度対比、率で4.21パーセント、額で1,842万8,000円増の4億5,654万5,000円を見込み、資本的支出は前年度対比、率で42.42パーセント、額で4億1,710万3,000円増の14億26万8,000円とするものです。なお、資本的収支の不足額9億4,372万3,000円については、減債積立金や建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものです。

続きまして、第5条の継続費につきまして説明させていただきます。鍵山浄水場内水源施設設置工事、扇町屋配水場電気設備改修事業及び八津池団地内配水管布設替工事の3件をそれぞれ2カ年の継続事業とし、総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、第6条では予定支出の各項の経費の金額の流用をできる内容を、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない内容を、第8条では棚卸資産購入限度額を定めるものでございます。

次に、ページ少し飛びますけれども、357ページから358ページをお開きください。継続費に関する調書になってございます。この継続費に関する調書につきましては、平成23年度から2カ年の継続事業で行っている県道川越入間線配水管布設替工事（H23）、扇町屋配水場耐震化事業及び入間市駅北口土地区画整理地内送水管布設工事その1と平成24年度から2カ年の継続事業で行う鍵山浄水場内水源施設設置工事、扇町屋配水場電気設備改修事業及び八津池団地内配水管布設替工事の6件であります。

次に、359ページから360ページをお開きください。債務負担行為に関する調書ですけれども、平成23年度に設定いたしました平成24年度から平成26年度までの鍵山浄水場等管理業務委託、これはヴェオリア・ウオーター・ジャパンという会社と契約を締結いたしました。及び平成24年度から平成28年度までの水道料金徴収等業務委託、これは現在量水器検針等業務

委託を行っていますフジ地中情報と契約を締結しております。

続きまして、361ページの予定損益計算書でございますけれども、ここにつきましては下から3行目に平成23年度の純利益を223万6,000円と見込んでおります。

続きまして、362ページ、363ページでございます。こちらにつきましては、平成23年度末における予定貸借対照表でございますけれども、363ページの下から4行目にありますように平成23年度末の利益剰余金を10億4,888万9,000円を見込んでおります。

また、364ページから365ページ、これにつきましては平成24年度末における予定貸借対照表ですけれども、やはり同じように365ページの下から4行目にありますように利益剰余金を5億1,697万3,000円と見込んでおります。

以上をもちまして平成24年度水道事業会計予算案につきましてはの説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

駒井委員 先ほど説明で税抜き後の収益については2,559万円の純利益を見込んでいるということでしたけれども、平成23年の当初予算と比較すると1,030万円余りの減少となっている主な要因と今後の経営状況の見込みについてはどうなっているかちょっとお願いしたいと思います。

水道経営課長 お答えいたします。

減額の要因なのですけれども、まずこれ収益的収入ですけれども、やはり水道料金等年々減少傾向にございます。そういった中で、収益的収入を昨年度と比較いたしますと料金収入、あと水道利用加入金などの減少によりまして、今年度は昨年度に対して8,996万3,000円減額しております。逆に今度収益的支出のほうですけれども、やはり今年度は前年度に対して減少はしております。原水及び浄水費の委託料とか配水費の委託料とか、そういったものが減少してまして、7,966万1,000円減少しています。ともに減少はしているのですけれども、収入のほうの減少のほう幅が大きいのです。そんな関係で、昨年度と比較しても収入、利益の減が多くなったというふうなことになっております。

それとあと、今後の見通しということでございますけれども、見込みですけれども、やはり料金収入につきましては減というのは、だんだんと減少傾向にあるのはとまってははいかないのかなというふうなことも予想しています。今年度、平成23年度当初予算から見ますと、毎月大体600万円から700万円、予算と実績を比較していきますと減少しております。それは、ただ単に人口の減とか使用量の減、節水意識の向上だけではなくて、やはり3.11の影響もあるのかなというふうに思っています。節水、節約しましょうというのは、みんな大体600万円から700万円ベースなので、これがもしかすると底なのかなというふうなことも、私個人

的にはそういったことも思っていますので、今後は減もこんなには大きくはなっていないとは思いますが、減少傾向は、やはり人口の減少等も、これからどんどん、どんどん減っていきますので、それは否めないのかなと思っています。

金澤委員 まず、予算参考資料の中で62ページ、負担金の中で収入のうちの負担金、消火栓維持管理負担金等1,989万5,000円、これについて算定基準等変わったとお聞きしていますが、ご説明お願いいたします。

水道施設課長 消火栓の負担金につきましては、大きく変わっているところが消火栓点検につきまして平成23年度が506万円です。平成24年度は723万円。217万300円の差があるわけなのですが、この差につきましては消火栓点検の点検項目が1つ項目が追加されまして、消火栓点検する際に8項目以前はあったのですが、9項目めに消火栓周りの軽微な路面補修を実際その場で行っていただくということが一応追加する内容となっています。それとあと、委託する中で水道施設維持管理等業務委託積算要領というのがこれ日本水道協会のほうで平成22年度に一応作成されまして、その部分で労務単価が高くなったというのが主な内容でございます。

以上です。

金澤委員 労務単価のあくまでもこれは目安が変わったということで、入間市がそれに必ず追従しなければいけないというわけではないとは理解しているのですが、あくまでも目安が変わったということで、それはそれで1つ了解したいと思うのですが、今点検項目の中に軽微な補修を加えましたよということで、これ単価としてどれぐらいはね返っているものですか。

水道施設課長 これ現在入間市には消火栓が2,300基ほどあります。これすべてが全部補修ということではございません。割合にしては1割が悪いのかなというような形で踏んでいますので、それは補修については材料的には水道部のほうで材料支給をして、点検時に持って行って補修していただくという形になっていまして、金額的な労務的なものはちょっと細かなところはまだ算出していないのでございます。

金澤委員 事前にヒアリング、いろいろと勉強させていただいたときに補修費用を、市の水道部の現業含めて、職員がやるよりも業者さんをお願いしたほうが安くなるということで単価をその分かさ上げしたというような説明を受けたように記憶しているのですが、実際にどれぐらいなのかちょっと積算もう一度、あると思うのですが、ご答弁お願いできますか。

水道施設課長 細かくいきますと、消火栓点検に人的な、労務費なのですが、これが一応3人見ていまして、その中で調査士が1人、調査技士が1人、普通作業員が1人、それと交通整理員が、これを一応見ていますので、都合4人で1グループで回るような形で行っています。それで、1カ所について作業が1基1,500円弱で作業については見ていまして、その中で路面補修についてはその1割ということですから、概算ですけれども、41万3,000円が労務で、

そのほかに経費がかかってきますので、もうちょっとの金額になろうかと思うのですけれども、これを仮に1.5としますと約65万円弱ぐらいにはなろうかと思えます。

金澤委員 ちょっと専門用語もあって難しいと思うのですけれども、要するに今までどおり市の職員、水道部の方がやっていた場合と新しく軽微な補修については点検業者さんにそれも含めて出した場合とで金額的な差というのはプラス・マイナス幾らかというの簡単に答えられますか。

水道施設課長 直営で水道部の職員が現地に行って補修作業を行うとなると、車もそうですし、1人ではできませんので、交通整理員含めて最低2人ぐらいは出るような形となります。職員単価が工事なんかで破損したときに緊急で出動して相手方に原因者に請求するのですけれども、その破損単価を使っていますので、それが職員の単価なのです。それがちょっと今手元になくて申しわけないのですけれども、そうしますと職員が出るよりも点検時に補修を行ってもらったほうが割安だというふうな形で、金額算定まで、ちょっと申しわけないのですけれども、できていないので、申しわけないです。

金澤委員 私業者さんにせっかく1年かけて二千数百基点検してもらうわけだから、そのときに軽微な補修も含めてあれば材料支給の上やっていただくと、その方向性は間違っていないと思うのです。ただ、それに対してその分上乘せをして支払うためには、これ水道料金から払うわけですから、きちんと今まで水道部の職員がやっていたときに比べて幾ら安くなるから、出しましたという説明責任をしっかりと数字として把握していただければと思いますので、改めてまた教えていただければと思います。いかがでしょうか。

委員長 ほかにありませんか。

金澤委員 いいですか。

委員長 どうぞ、金澤委員。

金澤委員 まだまだあります。

委員長 では、金澤委員、どうぞ。

金澤委員 もしあれだったらいいです。

委員長 いやいや、続けてください。

金澤委員 続きまして、同じく62ページの下水道使用料徴収等受託事務手数料と、これ午前中に下水道会計のほうで話しさせていただいたのですけれども、下水道料金の徴収、今水道部のほうにお願いをして一緒に検針等していただくための事務委託の手数料だというふうに理解しています。かなり水道部さんのほうでは外部委託熱心にされてこられて、入間市の中でも行政改革がしっかり進んでいるグループだと私は認識していますし、実際にそれだけの効果も、職員の人数も差が減ってきていますし、効果出ていると思うのですが、今回この算定基準を見直したということで、では概略改めて説明願いたいと思います。

水道施設課長 お答えします。

下水道のほうでの説明というのが、多分上がった、金額が上がったというふうな話をされたところまでだったのかわかりませんが、まず金額からいきますと平成23年度と……

金澤委員 ちょっといいですか。私がどういうふう聞いたか説明してから答えてもらう。では、1回とめてもらっていいですか。

水道施設課長 はい、済みません。

金澤委員 私下水道特別会計で水道部さんのほうで頑張っている行革で費用がどんどん下がっているの、今までどおりの単価ではなくてもうちょっと安くしてもらえるように単価の見直しを検討されたらいかがですかとお聞きしたのです。そうしたら、下水道さんのほうで、いや、実は計算をしてもらったのだけれども、そしたら実際今までよりも割高の数字が出てきたと、いやいや、とても払えませんということで割引をしてもらってほぼ同じぐらいに落ちついたというようなご説明だったのです。細かいことは、では水道部の特別会計のときにお聞きしますということで今聞かせていただいていますので、ご答弁をお願いします。

水道経営課長 まず、この算定なのですけれども、まず直接的な経費の中に料金等の計算にかかる経費とか検針にかかる経費、この検針にかかる経費というのは今平成23年度までは料金徴収等業務委託のその委託料です。ですけれども、平成24年度からはちょっと先ほど説明させていただきました料金徴収等業務委託のほうに今度変わっていくわけです。そうしますと、窓口の委託の経費まですべて入ってきますので、もともとの算定する経費が大きくなる。大きくなってしまいますので、当初平成23年度までの計算の方法でいくと下水と水道折半で見えていましたので、係数の見方、一つのメーターを見たことによって上水も下水の料金もわかるというふうなことで折半で見えていたのですけれども、これがそういった形で見えていくと委託の経費が上がっていますから、当然手数料としては大きな金額を請求するようになってしまうわけです。例えば5,000万円だったものが1億円になれば倍の経費になるわけですから、それを半分ずつにしても5,000万円、5,000万円というふうな形になってしまいますけれども、その中で水道に関しては入間市全域ですけれども、下水に関しては市街化区域だけしかないというふうなことで、私どものほうでもこの算定基準見た中で折半というのも向こうに対してもちょっとおかしいのではないかというふうなことを見た中で、私どものほうでは6、4に、6、4というのは単純にそういうふうな見方でいいのかわかりませんが、あくまでも一緒ではないかと。水道のほうを60パーセント、下水道のほう40パーセントで分けたらどうだろうというふうなことで計算しましたら、平成23年度の当初予算とほぼ同額の数字になったというふうな形でございます。ですから、今金澤委員さんが外部委託して実際経費が安くなっていくのだから、低くなるだろうというふうなことですけれども、委託の経費が事務手数料の算定の基礎になっていますので、委託料が膨らんでしまいましたので、逆に大き

くなってしまったというふうな形です。

金澤委員 ちょっとわからないところがあるのですが、1つずつちょっと質問させていただくと、まずでは接続戸数の違いというものをより実態に近くしたというのがまず1つありました。という意味では、入間市の上水道の接続戸数、件数と下水道の、つまり市街化における下水道の接続戸数、何世帯と何世帯ですか。何対何になりますか。

水道経営課長 下水の調定件数というのが31万6,358件で、上水のほうが38万……

〔(最初は。上水が) と言う人あり〕

水道経営課長 では、上水先。上水のほうが38万4,000件です、あくまでも調定件数で。下水のほうが31万6,358件というふうな割合で計算して、まずこの割合もあるのですが、調定件数の割合も当然見えています。その中で、あとは市街化区域と全域というふうなことで6、4の割合で見ているのです。

〔何事か言う人あり〕

水道経営課長 上水のほうが54.9パーセントです。下水道のほうが45.1パーセントの調定件数の割合です。

金澤委員 そうすると、実態により近く計算をされるということであれば、市街地の下水道の検針と市街化調整区域の検針の大変さだと、1戸1戸が市街化調整区域離れていますよね。そうになると、通常何でもそうなのですが、市街地で検針がすぐにどんどん、どんどん効率的にできる地域のほうが単価が安くなっていいわけですよ。ですよ。そうなってくると、今言った54.9パーセント対45.1パーセントという数字が先ほど6対4とざっくりおっしゃられていましたけれども、より開く方向にあるのではないのですか。

水道経営課長 先ほどの市街化区域と調整区域、全域というのは、あくまでも単純に全域と市街化区域というふうな分けだけで、今のこの調定件数もそれは下水の調定件数を上水のほうの調定件数で割って、なおかつ6、4というふうなことで出しているのです、割合を求めて。

金澤委員 ちょっと複雑になってきてしまったので、整理してまた改めて個別にお聞きさせていただきたいと思います。

もう一つちょっとわからなかったのが課長さんのほうの答弁でも外部委託して等工夫をして水道部としての委託料は減ってきたから、負担は減ってきているはずだというふうに私は理解したのです。実際職員が今までやっていたものを外部委託して、安くなるために民間委託出しているわけでしょうから、そうなってくると下水道課で請け負っている徴収委託料も当然単価が下がるはずだというふうに素直には、まず単純には思ったのです。何が委託料全体がふえたという、もう一度その点説明していただけますか。

水道経営課長 この委託料の中では、まず窓口での受け付け事務ありますね。それをまず委託をしています。それとあと、この中では特に変わってきているのが電子計算業務、今までは市のホ

スト、当然市のホスト使っているときも委託料は払っていますけれども、そちらのほうの電算業務もあります。それとか当然開閉栓、滞納整理、精算業務、収納、調定等、今まで市の水道の料金の担当職員がやっていた業務もすべて、すべてというか、ほとんど委託しますので、料金のほうの職員が平成26年度から4名減になるというふうな形のものが、みんな委託されますので。

金澤委員 私が聞きしているのは、水道部の市の職員を減らして、その分窓口外部委託、民営化で委託して、それは安くなるから、出したわけでしょう。安くなっていないのですか、では。職員の給与とか人件費が減った分以上に、窓口を外に出したことによって経費としてはふえているのですか。

水道経営課長 経費としては下がっています。私どもの効果額としては、4人職員が減ることによって、これは平成26年度からですけれども、347万9,000円、年間です。これが効果額として生まれるというふうなことで試算しております。

金澤委員 つまり正職、正規の職員を減らして民間委託して安くなるわけでしょう、経費としては。そうすると、下水道会計から見ると、委託化によって安くなっている分、下水道からの負担金である委託料も安くなって当たり前でしょうと。今まで先ほど言っていた何をやる、何をやる、開閉業務、給水停止含めていろいろな業務おっしゃられましたけれども、それは今まででも過去からもずっとお願いをしてくれていることであって、業務が変わっていないわけですから、今までの水道部のほうの経費が下がったのだったらその分、今まで半分分、折半していただいた下水道会計のほうも下がるはずではないですかと言っているのですけれども。

水道経営課長 これは、下水との協定の中で、あくまでも直接的な経費の中では検針にかかる経費、調定にかかる経費、徴収にかかる経費、それぞれみんな見ております。その中で検針にかかる経費というのは、窓口業務もすべて含めた委託料というふうなことです。今まで量水器と検針業務委託というふうな形で行っていたものが今度は料金徴収等業務委託、去年、昨年度債務負担で設定させていただいたもので、先ほど契約させていただきましたというふうな内容のものに変わってきますので、委託料そのものがすべて経費の中に入ってくるというふうな算定で協定を結んでおりますので、結局下水のほうに関しては実際計算していた中では変わらなかったということでございます。

金澤委員 同じ答弁。僕がわからないだけ。ちょっと休憩してもらえますか、1回。暫時休憩してください。

委員長 暫時休憩します。

午後 1時35分 休憩

午後 1時44分 再開

委員長 会議を再開します。

金澤委員 もう一度下水道使用料徴収等受託事務手数料の下水道会計との単価の見直しについて、改めてご答弁お願いいたします。

水道経営課長 それでは、小林主幹のほうから説明させていただきます。

水道経営課主幹 今回の経費についてご説明させていただきますと、従来8時半から5時までという時間の中で水道経営課の窓口で業務を行ってまいりました。委託に伴いまして、朝8時から夕方6時まで、土日についてはそれぞれ朝8時から正午までの4時間ずつの営業になります。それを含めた中での今回経費としてここの中に下水道使用料徴収等受託事務手数料として、年間の経費も含めた契約額として算定の根拠とさせていただいております。従来につきましては、職員が時間延長した分も含めて、時間延長したとして幾らの経費がかかるのか、その分も含めて比較をしましたので、その結果としてはやはり委託をしたほうが経費として削減は図られたと、そういう形で計上しておりますけれども、委託料としては時間延長分と、あるいはお客様センターというものを別の場所に設けたという経費も含めておりますので、委託料としての経費は増額になっております。よろしいでしょうか。

以上です。

金澤委員 大筋は理解できました。つまり実際の金額は減っていないのだけれども、サービスを拡大したときの前提の計算をすると今までよりも増額されていると、増額されるのだと。それを外部委託したのだから、下水道との折半なのか6、4かわかりませんが、することによってプラス・マイナスで下水道事務委託料の負担をお願いしたいということは、わかりました。そうなってきたときに、そこまでわかりましたけれども、では窓口のお客様センターを出しました。出しましたよね。平日の時間延長と土日の午前中あきます。これは、下水道特別会計から見るとどれぐらいの事務量の効果が出ているのですか。水道会計の場合には、給水とあと停止含めていろいろな窓口の相談、問い合わせありますよね。下水道は、それほど窓口業務そんなにはないのです。サービス時間、例えば週15時間なら15時間ふえた。それを外に出しましたと。そのまま職員がやるとすごくお金がかかるから、外に出します、そこまではわかりました。では、この15時間外に出した分の実際の窓口業務として上水道と下水道の割合というのはどれぐらいなのですか。

水道経営課長 窓口、実際に水道に関して給水の閉栓、開栓ありますよね。閉栓、開栓することによって下水も当然そこで出てくるわけです。実際に下水道料金のことには直接は関係ないかもしれませんが、ただ閉栓したときにメーターを読みます。メーターを読むことによって、やはりそれは下水の料金の算定の基礎にもなるわけです。あと窓口にお客さんが来て料金をお支払いします。その中でもやはり下水道の使用料も当然含まれてきます。というふうなことで、では水道と下水の業務量の差というのは、今現在でも経営課でやっているところ

についても同じようになり差はあると思います。当然水道のほうがもうほぼいっぱいというふうなことになるかと思いますが、それと同じ差なのかなというふうに。だから、外に出したからといってその差が逆に大きく開くとかということは、私どものほうでは考えておりません。多分今までと同じような割合なのかなというふうに考えています。

金澤委員 いろいろと勉強になりました。この件については、私はとりあえず締めたいと思うのですが、追加で関連であればほかの方に。

委員長 関連ありますか、今の点について。

塩屋委員 限定して。今の件で、予算を組むときにこれまでは今言ったような業務の中で見た、それはいいのです。これまでは、下水のことのいろいろな相談とか、そういった対応について考えていなかった。だけれども、今度からは外部に委託するのだから、その分も考えなければいけないと頭から前提で考え過ぎて、ほとんど内容的にはもう水道業務の関連で用足りる、ほんのそれにつけ足しなのに一つの大きな枠を、仕事を名目的につくってしまったような何か気がするのだ、この予算組むときに。そうでしょう。今言ったように日常的にそんなに下水について市民から問い合わせがこうです、こうですって、そんなに多いとは思えない、水道なんかに比べたら。そういったときに、これまで確かに下水についてはそういったあれがなかった。もらってもいなかった。だけれども、それを今度からは外部に委託するのだからという絡みで、何かそれを委託の大きな項目みたいに新規にこれ加わったのだからということとで積算してしまったという、その辺の思い込みがあるのではないかな。

水道経営課長 これは、思い込みとかというふうなことではなくて、あくまでも下水道使用料徴収等受託事務の手数料というふうなことで考えていますので、その窓口が外に設けられてもそちらのほうで実際には受託手数料等も計算をされます。調定のことについてもすべて行っていますので、それは膨らめるとかというふうなことではなくて、今までと同様の考え方で私どものほうはこの事務を進めております。

塩屋委員 そうなると、だからこれまでとトータルでは変わらない感じなのだけれども、今の課長の説明だと。これまでと業務も多少なり変わらないと、時間のあれは別として。それはわかるとして、だけれどもさっきから説明聞いていると下水についてはこれまでと違って新たな相談業務なんかも委託するのだから、その分をトータルで委託に考えなければいけないと。そうすると、当然下水のその負担もふえていくのだよという、そういった考え方ではないのかね。

委員長 理解できましたか。

塩屋委員 言っている意味が通じないかな。

委員長 理解、今塩屋委員の。

水道経営課長 ちょっと休憩していただいてもいいですか。

委員長 では、暫時休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時59分 再開

委員長 会議を再開いたします。

小林水道経営課長、答弁をお願いします。

水道経営課長 この業務につきましては、今まで8時半から5時までの時間だったものが朝8時から午後6時まで、平日は、それと土日の午前8時から正午までというふうなことの時間延長に伴って金額が大きくなっているということでございます。

石田委員 民間委託の関係で、水道お客様センターの関係でお聞きしたいのですが、先日お客様センターを開設しますと、こういうピラが配られましたよね。その中で主な取り扱い業務というので6件ですか、使用開始、中止の届けとかあるのですが、これが1日当たり何件あって、今回の平成24年度からそれを市の窓口と今度お客様センターと両方で受けるわけですよね。それぞれどのくらいの割合の仕事量としてあるのか、まずその仕事の量をお聞きしたいのですが。

〔何事か言う人あり〕

石田委員 いや、例えば使用開始、中止の届けというのが最初に書いてありますね、ここに。それに関して、だから現在は平成23年度は何件ぐらい1日当たり相談があって、仕事があって、それを今度は市のほうの窓口とお客様センターと両方で受けるわけですよね、そういう問題を。だから、それがそれぞれどんなふうに、例えば土曜、日曜もやるし、時間延長もやるという話だから、それによって割り振りが変わってくるのだと思うのですが、どんなふうにそれぞれ仕事量としてあるのか。

水道経営課長 お答えします。

毎日の件数というのは、直接は私どもでは把握していません。というのは、窓口に来るお客様、それと当然窓口業務というふうなことですけれども、電話の受け付けが主なものでございます。

〔(合計して何件) と言う人あり〕

水道経営課長 ですから、電話の件数に関しましてもカウントはしていませんけれども、電話で受けることは今度窓口の業務委託は本来お客様センターのほうだけで受ける予定ではいるのですが、市民の皆さんが水道といえば当然市役所だというふうなまだ頭がありますので、市役所の窓口にも業者のほう3名置きまして、来ていただいて、そちらの職員にやってもらうわけです。それで、電話での問い合わせについても今回お客様センターと内線の扱いができるように2系統持ちました。ですから、水道部の窓口のお客様のところ例えば電話がい

っぱいになったときに水道部の料金担当のところにも多分入ってくると思います。そのときには、料金担当で答えなくてはならないこと、またはお客様センターとして委託業務として発注している事業については、お客様センターのほうに転送して、そちらで答えてもらって、そういうふうな形になります。ですから、実際窓口に来て直接相談される方たちも、例えば1日20件ぐらいですか、いろいろなケースでの相談等もありますけれども、電話の対応、それでお客様の電話対応した内容の記事をまた入力して記録としてとっていくというふうなことは全部委託の窓口のほうでやっていくというふうなことになるので、実質的にはお客様センターのほうにすべてデータは集約されていきます。

以上でございます。

石田委員 仕事を頼むわけですよね。頼んだ場合にどのくらいの仕事があって、それでそこに職員なりなんなりが何人必要かというの当然これは事前にチェックして、それでもって委託料も決まってくるのではないかと思うのです。だから、1カ月で例えば使用開始、中止の届け出が10件あるとか100件あるとかいう数字は当然つかんで、それを実際仕事量として考えていって窓口は何人必要かというの出てくるのではないかと思うのです。ですから、それぞれ項目が出してあって市民に配られているわけですから、使用開始、中止の届け出が、1カ月だったら1カ月でも結構。それ30日で割っても25日で割っても結構ですけども、1日当たり何件ぐらいあるのか。その数字は、それぞれ水道料金、下水道の使用料の支払い、先ほど話が出ましたけれども、ほとんど今コンビニでやっているのではないかと思うのです。だから、市のほうの窓口実際に来るのは何人なのか。それぞれの仕事について当然それつかんでいないとおかしいのではないですか。

水道経営課長 これは、ちょっと平成22年度の決算なのですけれども、例えば精算業務……

〔(では、これでこの順番でいくと、じゃ使用開始、中止の届け出が何人……) と言う人あり〕

水道経営課長 では、中止です。中止……

〔(開始も含めてね) と言う人あり〕

水道経営課長 これが例えば4月ですと518件、5月、348件というふうな形で、大体一月300件から400件、3月ですと年度末なので、600件あります。これは、1年で4,994件あります。それで、精算業務が37件……

〔(精算ってどこですか) と言う人あり〕

水道経営課長 精算これでいくとないのですね。失礼しました。

〔(水道、下水道使用料の支払い) と言う人あり〕

水道経営課長 口座振替……

〔(申し込み) と言う人あり〕

水道経営課長 申し込み等です。これがもう一年でいきますと3,789件……

〔何事か言う人あり〕

石田委員 もう具体的に主な取り扱い業務というのでこのお客様センターの中で書いてあるわけだから、少なくともこれに沿った形の資料ぐらいは、今ないのでしたら後からでも結構ですから、ちゃんとして出してもらいたいと思うのです。それで、実際の1日当たりの仕事量として、例えば使用開始、中止の届けが100件なら100件あって、今後平成24年度からそれを窓口、市の窓口はほとんどやらないでセンターで全部やるならやるでも結構ですから、そちらのほうにこういうふうに仕事割り振りたいと。要は、だから今度のお客様センターでの仕事量がどういふふうにあるのか。それで、市のほうの窓口では何が実際残っているのか、その辺もはっきりさせて、どのくらいの量があるということにしないと、市の職員が庁内で3名ですか、今度は。先ほど3名という話ありましたけれども、これで足りるのかどうかという判断もできないわけです。だから、そういう点もありますので、仕事量に関してはしっかりと、後からで結構ですから、出していただきたいというふうをお願いしたいのですけれども。

水道経営課長 わかりました。

それで、料金担当の職員の今後の仕事なのですけれども、それは業者の管理というものが職務になります。今料金担当が受けている電話とか問い合わせ、あと相談業務に関してはすべて委託業者がやることになります。ですから、実際に職員が窓口に出て料金のことに関しての直接のやりとり、ふだんのやりとりはございません。それで、料金担当の職員が直接窓口でお話しするような内容というふうなことになりますと、それこそ業者では対応できないような難しい仕事です。そちらのほうに関して、最初業者が受けて、その中で一緒に相談を受けていくというふうな形のことになりますので、割り振りすると水道料金担当の職員が直接窓口でやるというふうなことはもうなくなってくるわけでございます。

〔(資料出して)と言う人あり〕

水道経営課長 はい、資料のほうは。

〔(委員長、資料請求)と言う人あり〕

委員長 今石田委員のほうから資料の請求のお願いがありましたので、資料をつくって……

〔(皆さんに諮る……)と言う人あり〕

委員長 どうですか、皆さん。資料請求、今の件、石田委員の質問に対しての資料をつくって皆さんにお配りしたいと思いますのですが、皆さんそれでよろしい。

〔(異議なし)と言う人あり〕

委員長 それでは、資料請求しますので、でき次第委員に配付してください。

石田委員 庁内の3名というのは、これは市の職員ではなくて業者のほうの3名ということだよな。

それと、センターのほうの人員の配置、身分も含めて、どういう人がどういふふう配置さ

れるのですか。

水道経営課長 まず、事務員としてトータルで13名です。13名のうちこちらの窓口配置されるのは3名配置されます。それと、当然センターに関しては所長がいて、その下に職員がおられるわけですね。まず、所長です。副責任者、あと事務従事者というふうなことでなっています。ですから、管理する職員というのが所長と副責任者、この副責任者というのが所長を補佐するというふうな立場で、それ以外に事務員が出てきます。それと、あと別に検針員20名です。20名配置されて、トータルで33名というふうなことになります。

石田委員 それぞれ身分は、パートとか正社員とか。

水道経営課長 事務員のほうの中で今私どものほうで把握できるのがパートの職員はこの13名のうち2名程度だろうというふうなことです。それと検針員につきましては、これはどういうふうな雇用形態になっているかわかりませんが、これは契約社員とか、そういうふうな形になっているのかと思います。それと、従業員、市内の人たちが事務員の中では13名中の7名雇用されております。あと検針員の方についても20名中16名雇用されています。検針員の方については、今量水器検針等業務委託の前に違う業者からほとんど移った方です。

石田委員 庁内3名の方の事務員というのは、これは全部正職ということでよろしいのですか。

水道経営課長 私どものほうでは、正職が配置されるのかパート職が配置されるのかというふうなこととは、まだ実際のところわかりませんが、当然事務所と離れているところですから、ある程度の知識を持っている正職員が配置されるものと思っておりますし、私どものほうではそのように希望もしていきます。

石田委員 それと、先ほどの説明の中で現在の料金担当の市の職員ですか、この人たちは業者の管理をすると言ったので、この内容もうちょっと説明していただけますか。

水道経営課長 業者の管理と、何か大それたちょっと言い方をしていますけれども、要は委託内容が契約の仕様書等にのっとってされているとか、あと個人情報等もいろいろございます。当然お金もかかわることです。ですから、そういったことについて適正になされているかどうか、当然報告事項毎日ある中でちゃんと報告がされているかどうか、適正な業務がされているかどうかというふうなところが大きなものになってくると思います。それと、料金のほうでは実際には水道経営課の職員が最終的に4名減っていく中で、今料金担当のほうにも逆に経営担当の、細かい話ですけども、経営担当のほうの仕事も多少振り分けていかないと今度経営課のほうは仕事が、中でやっていきますので、そういったふうな形で行います。

石田委員 その辺の関係がどうなってくるのかよく見えてこないのですけれども、例えば料金担当の人が今何人いて、その人たちが毎日契約をきちんとされているかどうかというような問題で、金が絡んでいるからというので報告受けたり、そんなに仕事量というのはあるのですか。そ

ういった問題は、例えば1週間に1回とかいうチェックで済む話ではないのですか。毎日やるのですか。

水道経営課長 実際やっているのは、業者管理だけではなくて、日々の決裁書類、伝票等もございます。あと量水器の関係の仕事も当然業者に委託している中でもあるのですけれども、量水器の関係についても私どものほうとやったりしなくてはならないので、あくまでも今ここでお客様センターのことで出ていますけれども、仕事の内容につきましてはお客様との対応だけではなくて量水器のこともあるし、今までほかの仕事もたくさんあるわけです。そういったこともやっていきますので、本当にお客様センターの仕事だけ、お客様だけのことであれば当然もう職員、委員さん言われるように要らなくなるはずなのですけれども、それだけでは今ないので、実際には、ですから料金担当として今現在6名いるのですけれども、それが4名の削減で料金は2名になるということでございます。

石田委員 実際に例えばなれない形で市内のほうとセンターのほうとやっていく中で、職員が見ても市民に対する対応の仕方だとか、それで問題があるようなことがあるかなということも想定されると思うのです。もしくは何かそういった形になれていないのが出てくるとか、そういった場合にはどういうふうに対応するのですか。

水道経営課長 対応につきましては、私たちのほうがその職員に直接お客様が離れたときとか、お客様とのやりとりの中でトラブルになってしまったときには当然私どものほう、水道部のほうでは指導できますけれども、お客様センターのほうは所長が指導するわけです。本来であれば、それは委託をしているのだから、私どものほうが直接その職員に話をするよりも、当然その場で解決できたときにはお客様センターの責任者に話をして、こういったようなケースがあると。そういったときにはどのようにお客様と対応しなさいというふうな、やはりこちらの窓口だけではなくてお客様センターで委託を受けている業者の内容ですので、そちらのほうで根本的に解決をするような形に指導していくというふうな形がいいのかなとは思っています。

石田委員 恐らくそうせざるを得ないのだと思うのですけれども、市民が来てその窓口でトラブルがあった場合には、奥に市の職員がいるのに、えらい人がいっぱいいるのに何でそれを改善を指導しないのだというふうにとらえるのではないかと思うのです。そういった弊害が出てきてしまうということもしようがないことなのですか。

水道経営課長 その場で解決できないようなときには、担当の職員がそこに入ってお話しさせていただくというのはもう当然のことだと思います。ですけれども、そこで一度お客様も不本意ながら納得をして帰られたようなときには、その対応について当然職員見えていますから、その対応についてまずお客様センターのほうにも話をして、それはお客様センターのほうでも同じような状況は起きる可能性があるわけですから、そのようなことの指導をしていくというふ

うなことになります。

石田委員 ちょっと別の観点からお聞きしたいのですけれども、いろいろ聞いてみますといろいろな問題を含んでいるような感じがするのです。そういった点でなぜこれを、例えば水道審議会にかけるとか、そういった手続をして市民の意見を聞くとか、そういったことをしないでいきなりこういった形の変更をするのでしょうか。

水道経営課長 確かに水道審議会にはかけておりません。ただ、これが私どものほう当初職員の削減と窓口の委託……私どものほう当初計画したのがまず料金担当の時間外が非常に多いというふうなことがありました。それで、料金のほうもパート職員もあてがあっても当然毎日、電話のほうも朝8時から昼休み、午後、夜非常に多くかかってきて、何しろ時間外がかさんでしまうということで、実際には職員の増をお願いしたかったわけですけれども、当然今のご時世職員の増は認められませんでした。ということで、ではどういうふうにしていったら時間外の削減ができるか。その中で、ただ単純に委託をすることも考えました。その中で、委託をすれば当然委託料のほうが逆にかさんできて、費用対効果のほう逆になってはいけないので、どのような形にしていったらいいかというふうなことで出た結果がこれです。今回の形になったのです。それと、これはたまたま組織見直しの関係のことで、私どものほうでは事務職員を削減して今後の管路等の更新、もう当然目の前にぶら下がっていることなので、技術職をふやしたいというふうなことを考えたのです。水道部職員のトータルの人員の増は考えずに、技術職をふやしたいというふうなことを考えました。そういった中ですべて考えていくと、では委託をすることによって事務職を減らす。逆に技術職をふやしたいというふうなことでの話があったのですけれども、これが組織見直しのほうとうまく、変な話合致してしまいまして、職員のほうは削減というふうな形になったというふうな形でございます。

それとあと、審議会に窓口の委託のことについて、委託をすることについて諮問をしたのかというふうなことでありますけれども、諮問は確かにしておりません。ただ、水道ビジョンを策定する中で、これは窓口の委託というふうなことも盛り込んで、審議会のほうでは大枠の中では見ているというふうな形ではございます。

石田委員 少なくともそれは水道ビジョンのときにそういう方向を出しているということがあっても、具体化する場合にはいろいろな問題も想定されるし、そういった意味では今まででしたら当然諮問しているし、ほかの分野ではほとんどみんなそういう形でやっていると思うのです。それは、基本的な振興計画に書いてあるから、ではそのとおりやっていますという話だけではなくて、現場ではそれ審議会にかけて十分やはり論議をして方向性を出したほうがよかったのではないかと思いますけれども、もう一度その点について、では部長にちょっと見解聞きたいのですが。

水道部長 このお客様センターは、今言いましたように水道ビジョンの中のものになっておりまして、審議

会等でも議論はしてきているものと思います。これは、あくまでも業務の拡大ですから、確かに窓口というふうに言われますと市民が直接かかわることもあります。基本的にはやはり検針業務の拡大が、検針業務が主たるものですので、それほど業務的には、重いか軽いかはちょっとわかりませんが、重いようなものではないと水道部としては考えておりますので、いずれにいたしましても市民の皆様にはご迷惑はかけないような形で、委託業者も監視はしていきたいと思っております。

以上です。

石田委員 そうした中で、例えば守秘義務というのは当然必要な要素で出てくると思うのですが、民間に移ったにしても。その守秘義務は、どういうふうに守られるというふうを考えている、どういうふうにもうチェックされているのですか、守られているか否かというのは。チェックの方法というのは、どうなっていますか。

水道経営課長 守秘義務につきましては、契約の中でも当然ありまして、仕様書にもあります。逆に業者のほうも個人情報管理マニュアルというふうなものを作成しまして、この中では電話の窓口業務とか検針、調定、収納、すべて個人情報管理マニュアル、当然入間市でつくっているマニュアルと同じような形のものをつくっております。それとあと、逆に危機管理マニュアルも業者のほうでは作成しております、私どものほうではそれを、その中で業者がどのように実際に管理しているかというのは随時見ていくような形にはなっております。

石田委員 実際に業者のほうも人件費や何か減らすためにパートだとか派遣だとか、いろいろな方法でいろいろな人が出入りする可能も強いんですね。極端に言えば契約するたびにまた入間の仕事をとれるかどうかという保証はないわけですから、だからそういった意味だとかなり人の出入りもあるだろうというふうに思われるのですけれども、そういう中で実績があるような業者だとしたら、例えば個人の情報の管理だとか危機管理マニュアルというの、これ仕事をやめた後というのは何年ぐらい守らなくてはいけないということになっているのですか。

水道経営課長 これは、やめた後何年ぐらい守らなくてはいけないではなくて、逆にこれはこの業務において知り得た個人情報等も含めて、すべてこれは何年ではなくてずっと表に出してはいけないというふうなことでございます。

石田委員 それは、どういうふうにもうチェックされていくの。例えば1人の人が会社をやめて当然いろいろな仕事にまた転々と移っていく可能性ありますよね。仕事やめてほかの仕事についたり、あるいは無職になったりとか、いろいろな状況があると思うのですけれども、そういう点ではどういうふうにもうそれをチェックしていくのですか。

〔(それって市役所が把握するのと同じじゃない) という人あり〕

石田委員 同じですけれども。

水道経営課長 今言われたどのようにチェックしていくかと言われますと、それはチェックの逆にし

ようがないというふうなことになります。それで、逆にそのことが私どものほうで知り得たときには、当然そのことに対して、補償ではないですけども、そういった形のある程度手続、行政の手続をとらざるを得ないのかなとは思っております。

石田委員 私思うに市民の不安というのは、かなり大きいのではないかと思ったのです。というのは、銀行の口座から引き落としがかなり多いですよ、実際問題として、口座からの引き落としというのは、料金の。そういったものが全部民間に今度行くわけですよ。民間の人にゆだねられてしまうわけですから、そういった面で本当にどこまで責任を持ってくれるのかと。最終的には、民間の企業がそういった問題起こした場合でも行政の責任が当然問われてくるのだと思うのですけれども、そういった意味でしっかりとそういった把握の状況だとか、個人情報はどう守られているのか、その辺については会社のマニュアルに書いてあるとか、そういう話だけではなくて、具体的につかんでいくことが必要なのではないですか。その点についてはどうですか。

水道経営課長 これは、どのようにとかという話もありますけれども、私どものほうも業者とこういうふうな形で契約を結んでいるわけです。その中で、当然こういう守秘義務はもうこの契約の中で盛り込まれていますので、私どものほうではどのようにチェックしていくのかというふうなことになりますと、やはりそれぞれ、例えば私どものほうの職員がたまにはお客様センターのほうに行って、業務内容とか、あとハンディーターミナルの管理の方法、それとかあとパソコン、当然パソコンあるわけですけども、これ個人情報セキュリティーマニュアルの中を見ると、これ全部が全部このパソコンも扱うわけではないよというふうなことも書いてあります。当然パソコンにはパスワード等もございます。それもある程度上の職員しか知り得ないというような形にもなっております。ですから、そういうふうなことを私どものほうでは当然信用をしまして、まず業務を委託するという。その中では、私どものほうでたまにチェックもしていくというふうな形になっていくということでございます。

石田委員 たしかこの業者の方というのは、埼玉県内で入間が初めてですよ、この業者が請け負うのは。

水道経営課長 はい。

石田委員 そういう中で信用するという要素ってどこにあるのですか。

水道経営課長 埼玉県では初めてですけども、よその自治体では実際業務を受けている業者でございます。それで、なおかつ私どものほうも今まで3年間量水器の検針業務を委託しているわけです。その中で、当然量水器の検針業務委託の中では個人情報もたくさん扱ってしまっていて、お金のほうも扱っております。実際の実績も見てそれ以前に委託していた業者と何ら遜色ないというふうなことで、私どものほうではこの業者を今この中では信用というふうな形でとらえています。

石田委員 1点だけちょっと最後に確認しておきたいのですけれども、少なくともこの問題で偽装請負に発展する可能性とか、そういうものが生じるということは絶対にないということで確認していいですか。

水道経営課長 私どものほうは、もう当然のことながら偽装請負というふうなことは、考えること自体がおかしなことですし、そういったことはないということです。

石田委員 そうなりますと、具体的に例えば働き方の問題だとか、そういう状況の中で市の職員が直接業者のそこで働いている人たちに対して指示したりとか、そういうものは絶対やらないということで確認しておきたいと思いますが、よろしいですね。

水道経営課長 本来は、私どもの窓口のところ、水道経営課のところにしっかりした部分をつくりたいのですけれども、実際なかなか現在の場所できませんので、とりあえずパーテーションで区切って、直接指示をすることはできないし、しないような形で、もうあくまでもこれはお客様センターの窓口なのですよというふうな位置づけで、とりあえず暫定的にそういうふうな形で区切るような形をしていきます。それは、もう当初からの考え方です。本来でしたら、例えば一角、ちゃんと区切れるところがあればいいのですけれども、そういった場所がございませんので、今はそういうふうな形で考えております。

委員長 ここで質疑の途中ですけれども、暫時休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時42分 再開

委員長 会議を再開します。

引き続き質疑を行います。

金澤委員 復興元年ということで平成24年度予算における水道会計から見た防災対応という大事な視点になってくるというふうに思うのです。それで、鍵山浄水場内に井戸水、井戸の設置ということでご検討されているということですが、具体的な説明をお願いいたします。

水道工務課長 それでは、鍵山浄水場の井戸のことについて説明いたします。

先日総括質疑のほうで部長からも答弁あったと思いますけれども、鍵山浄水場は関税法に基づく水利権、これ有しております、これが1日1万5,000立方メートル、この中でこの一部を地下水源という形で、もともと川の底からとっている伏流水なのです。ですから、同じ地下水という扱いをしていただけるということなのです。それで、場内からとってもいいよという話になりまして、それで井戸を掘るという形です。今回予定しているのは、一応3カ所掘りまして、日量的には水利権の半分の量、8,000トンぐらいまではとりたいなということで計画はしております。深さ的には一応180メートルぐらいまでを、余り深いと今度水源が違ってしまいますので、ちょっとこれはだめだということなので、できる限り余り深く

しないでくれということは言われているのですが、大体そのぐらいのところで水源的にはいいだろうということで一応考えておりました、これを2カ年ということで設置させていただきたいということで考えております。

金澤委員 180メートル掘るわけですが、これ水面はどれぐらいまで上がってくるのでしょうか。

水道工務課長 これは、地下の層の水脈というのですか、これによってもかなりの影響出てくると思うのです。今考えているのが粘土層を幾つ、掘るごとにそれぞれ水の層がありまして、一応3番目ぐらいの層からとりたいなということで今考えております。そうすると、多分水面的にはGLから多分下がって30メートルから50メートルぐらいなのかなと。要するに今の川の水面よりは少し下ぐらいの水面ということです。今の川の水面が、鍵山浄水場の敷地から出て10メートルぐらいが入間川の水面になっているのです。だから、それよりももう少し下ぐらいの水面になるのかなということでは予想はしております。

金澤委員 水源を多様化するというのは大事な話なのですが、根本にちょっと振り返って、鍵山浄水場が入間川からの伏流水がとれなくなるという前提で井戸水をつくるというわけですよ。そういうことで理解でよろしいわけですか。

水道工務課長 鍵山浄水場の、要するに表流水というのは今言ったような第1帯水層まで、粘土層の上までが表流水なのです。だから、その下の水をとることなのです。ですから、今あるのはあくまでも川の、川底から1メートルの部分に今あります。だから、やはり水面がうんと下がってしまうとだんだんどうしても引き入れられなくなってしまうと。だから、それよりももう少し下にある伏流水をとらせてくれということなのです。そのための施設ということなのです。

金澤委員 そうすると、今の話は地震などの対策というよりは渇水時の対策に近いような気がするのですが、その点いかがでしょうか。

水道工務課長 当然渇水時も十分使えると思いますが、ただ地震のときとかそういう対策にも十分、それだけの地下まで行っていますので、そちらからの水は十分とれるのかなというふうには考えております。

金澤委員 その点はわかりました。

それで、そうすると井戸水、それだけ深く掘るわけですから、くみ上げるためには当然ポンプが要る。ポンプが要るためには電源が要る。ということで、大災害時に鍵山浄水場に電力が届かないと、計画停電も含めて、あったときのポンプの非常用発電装置というか、それに対する対応というのはどうなっているのでしょうか。

水道工務課長 鍵山浄水場には今現在自家発電設備が備えつけられております。それと井戸のポンプにもつないで、ですから電源が来ないときもそこからは取水できるような形、一応そういう形で考えております。

金澤委員 その点は安心しました。確認したいのですけれども、当然地下水の伏流水からとるとなると、ある意味入間川からの伏流水、入間川からとる今現在の鍵山浄水場の取水の水質というのは、地下水からくみ上げるほうがよりよくなるのではないかなと。ということは、本当の非常時になると今までどおりの浄水するときのエネルギー量、発電、電気代含めたよりも地下水のほうを優先したほうが効率よく、安くというか、電気、エネルギーかけずに配水ができるのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

水道工務課長 多分今委員さんがおっしゃられるとおおり地下からとったほうが当然水質はいいものかとれると思います。ただ、あくまでも水道の浄水施設ということなので、今私どもが水道事業認可を受けている中では、あくまでもあそこでとった水は直接飲むことはできないのです。あそこで浄水処理をした水を飲まなければいけないと、それが最大の条件になっているのです。直接飲んでしまったら、これは井戸水と同じことですから、あくまでも浄水場の伏流水、要するに水源の水ですから、1回は処理しなさいよということですから、浄水場の中引き入れて浄水処理したものを配るという形になります。

金澤委員 そうすると、入間川からとって引き入れて、浄水設備ありますよね。井戸水からとったものと、この入り口の部分、浄水設備の入り口の部分で合流させてしまうということになってしまうわけですか。そうすると、緊急時の対応という意味からすると何かしらバイパスというのはこれつくりえないものなのですか、非常時のために考えれば。

水道工務課長 それは、当然そのようなことは考えております。万が一本当にもし逆に今度鍵山浄水場自体が何か別の被害を受けて水がとれなくなったということがあった場合は、例えばそれに直接塩素を入れて配る、非常用の飲料水です。あくまでもこれは水道水ではないものを供給するというのも当然想定に入れております。

金澤委員 鍵山浄水場、ちょっとお聞きしたいのですけれども、クリーンセンターと比較して、同じ大規模施設なのですから、向こうはかなり毎年高額プラント保険の保険料を払っているのです。これ鍵山浄水場については、何かそのようなプラント保険的なものは払っているのでしょうか。

水道施設課長 現在のところは、その保険、プラント保険というのは払っておりません。

金澤委員 必要性は、認識されているのですか、それとも別に必要性は認識していないということですか。

水道施設課長 保険ですから、これあるにこしたことはないと思うのですけれども、鍵山浄水場が仮にとまったという仮定であれば、また県水も今81パーセントと、自己水は19パーセントという来年度の予定していますので、その辺の協議に入っていくという形で、万が一有間ダムがいろいろな条件で水が来なかったりすると、協議会もありますので、その辺の協議をしていく形とか、あと近隣の、前回は飯能市さんにちょっと応援いただいたようなこともあります。

ので、その辺の手当てをしていくのかなというふうな考えあります。

金澤委員 もう一度防災のほうの話に戻って、以前大規模地震が起きたときにどうしても、入間市というのはこう段々になっていますので、鍵山浄水場等から水をウォーターパック等で運んでくるのが間に合わないのではないかとということで、藤沢地域、鍵山浄水場と反対側、南側の藤沢地域に対する対応ということで、藤沢配水場にも給水タンク、給水車は置けないのだけれども、給水タンクということで考えていただいたと思うのですが、今現状のタンクの配置状況はどうなっていますか。

水道工務課主幹 給水担当の小山です。

藤沢配水場に今1基、1トンのタンクが1基ございます。鍵山浄水場に2基ございます。豊岡配水場に5基配置しております。あとほかに0.5トンのタンクが東金子配水場に1基、藤沢配水場に1基配置してございます。

以上です。

金澤委員 この給水タンクをいざとなったら、給水車はちょっとまた後で聞きますけれども、とてもとても入間市を回れないのではないかと、道路事情もあって。そうすると、藤沢の人たちは水を、断水してしまった場合には藤沢配水場から給水タンクをトラックの荷台に積んで運んでいただく、公民館等で供給していただくという段取りになると思うのです。これ以前も議会で一般質問で取り上げさせていただきましたが、この訓練、例えば水道業者さんとか土建業者さんが持っているトラックを活用しての訓練というのを以前要望したと思うのですが、状況はいかがですか。

水道施設課長 防災訓練、入間市の防災訓練に合わせて水道部として入間市水道部防災訓練という形で、鍵山浄水場を本部としまして、8月の最終日曜日ですか、これに設定しまして、各種協力団体、入間市水道協会及び入間市管工事協同組合、これらのメンバーの方たちに車、ダンプ、2トンダンプを提供いただきまして、一応給水訓練を、実際には水を入れて運んで供給しているというような形で毎年ちょっとその辺は、場所はその年度によって異なりますけれども、やっております。実施しております。

金澤委員 東藤沢のほうには来ないですけども、いつ来ますか。

水道施設課長 では、平成24年度はそのような形でぜひ東藤沢の供給を考えて協議したいと思います。よろしくをお願いします。

金澤委員 あとちょっと今途中話出てきましたそもそも給水車の設備台数なのですけども、これについては当時中島部長さんでしたか、入間市は台数が所沢なんか比べて全然少ないということで、今後平成24年度以降だったかな、あのときの答弁。平成23年か平成24年度以降計画的に配備しますという答弁いただいているのですが、どうなっていますか。

水道施設課長 給水車、加圧する給水車という形でいいですか。給水ポンプ、給水車、車と加圧機能

がついている給水車を計画的に配備と。ちょっと今の現段階では計画的に配備という、台数等も、一応防災計画の中ではちょっと計画はされていません。

金澤委員 では入間市の所有台数と所沢市の給水車の台数、わかっただらご答弁ください。

水道施設課長 入間市は、給水車、2トン車が1台ございます。所沢市については3台保有しています。その中で4トン車が1台と、あと多分2トン車2台という形で記憶しております。

以上です。

金澤委員 人口からいってもせめて入間市は半分以上欲しいわけです。それを議会で取り上げさせていただいて、いざとなったときには、もう断水をするのですよとなったときに給水車、また給水タンクの分散型配置が必要ですよということを提言させていただいて、部長は計画的に設備しますとはっきり答えていられたのですが、ご記憶ないですか。

水道施設課長 私の記憶では、給水車というよりも給水タンクの配備という一応認識ではいるのですけれども、ちょっとずれが生じていますか。給水タンクを各配水場に整備しておく。それは、分散型にしておく。給水車については、以前は2台あったのですけれども、1台で、経費もかかることだし、前回も給水車はエンジンだけをかえて、タンクは古いままを乗せかえたというような経費節減も図っておりますので、そのような記憶ではいるのですけれども。

金澤委員 給水車については、改めて答弁書を私のほうも確認させていただきますので、そちらでも確認していただきたいと思えますし、そもそもやはり1台というのは足りない。タンクも藤沢地域に1トンが1個、0.5トンが1個、これ全然住民人口からいって足りないはずなのです。その5倍、10倍要ると思うのですが、タンクの実際の必要量についてどのような認識をお持ちですか。

水道施設課長 ことし、平成23年度においてもタンク、簡易型のタンクが1トン、通常時はコンパクトに納めてあるのが使うときに広げて使う1トンタンク5基もう購入済みでございます。来年も5基買う形で、それをだから相手先に持って行って、そこに供給するというような形で一応計画はしております。台数においては、最低でも支所に配備できるような数は確保しなくてはならないのかなというふうに考えております。

金澤委員 折り畳み簡易型のタンクを購入していただいたということは非常にありがたいと思うのですが、配備計画はどうなっていますか。まさかまた鍵山とか豊岡配水場にまとめて置いておくということはないですね。

水道施設課長 配備計画なのですけれども、まとめては、分散型に前回も提案いただきまして、すぐ使えるような状況に置いて、分散して各配水場に一応ストックしておくというような考えでおります。

金澤委員 すると、今5台買ったわけですね。今どこにあるのですか。

水道施設課長 現在は、豊岡に5台配備してあります。

金澤委員 それを言っているのですよ。きょうでもあしたでも災害来るわけでしょう。5台買ったら買ったですぐに分散配置していただけないのかどうか。危険性含めて意識をもうちょっと働かせていただければと思うのですが、これは要望にとどめさせていただきます。

あと続けてよろしいですか。

委員長 どうぞ続けてください。

金澤委員 続きまして、次亜塩素酸ナトリウムなのですけれども、やはりこれは殺菌のために必要だと認識しているのですが、これについてかなり年々鍵山浄水場の取水量もふえるに従って購入量も当然ふえてくるということで、この次亜塩素酸については、これは購入の方式、購入については見積もり合わせなのか入札なのか、その点ちょっとご説明願います。

水道施設課長 お答えします。

薬品につきましては、年度当初一応年間契約と単価契約を結びまして、単価見積もりで業者を見積もり合わせという形で1年間決めさせていただきます。

金澤委員 見積もり合わせということであれば、入札とはまた違うわけですね。鍵山浄水場が開いてからこれ業者というのは入札含めて変わっていますか。

水道施設課長 鍵山浄水場創設以来現在に至って、業者については見積もり業者は大きな変化はございません。

金澤委員 変化はないと……

水道施設課長 見積もり合わせという形で、業者指定は同じようなメンバーで入っております。

金澤委員 実際に見積もり合わせいつも同じメンバーで見積もりをとって、最終的に納入業者、一番安かったと言われている納入業者は変遷がありますかと聞いているのです。

水道施設課長 平成19年鍵山稼働時より同一業者が継続して落札しています。

金澤委員 部長に聞きたいのですけれども、ずっと見積もりをとる業者が同じで、しかも納入している業者は同じだと。これ正直言って入札改革という点からするとちょっと違うのではないかなという気がするのです。例えば5社なら5社毎年見積もり合わせして一番安い業者同じだと。では、1番高かった業者、2番目に高かった業者、これ入れかえて、やはりより公正に適正価格で入札できるように検討すべきではないのですか。いかがでしょうか。

水道部長 これは、薬品業者ですので、業者的にはかなり限られていると思います。3社しか指名参加に入っていないので、これをまたほかの業者といっても指名参加に入っていないと見積もり合わせもできませんので、現状仕方がないのかなというふうに感じております。

金澤委員 確かにそれはそうかもしれません。ただ、そうであるならばある意味近隣市だけではなくて、もっと違う範囲調べて、東京都でもいいです。納入業者いますよね。3社だけということはないですよ。食品会社なんかみんなどこもこれ次亜塩素酸買っていますから、消毒殺菌用に、納入業者いっぱいあるはずなのです。という意味で、安いところの情報を聞きつけて

入間市に指名参加登録していただけないかと動くのも大事なやはり行政改革の視点ではないのでしょうか。その点いかがですか。

水道部長 その辺は、近隣の市町村も調査いたしまして、どういう業者が入っているか再度検討しまして、業者のほうに今言いましたように指名参加にも入っていただけるような働きかけはしていきたいと思っています。

金澤委員 では、その点はよろしくをお願いします。

ちょっと話もとに戻ってしまうのですが、井戸の話に戻ってしまうのですが、ちょっと地元の自治会等で話を聞いたときに防災、大震災から1年ということで自治会で話し合ったときにやはり水の確保というのが大事になるという話聞いたのですが、先ほど給水タンク含めて分散して配置していただくという話もあったのですが、高齢者の方々に聞くと、だれがとりに行くのだとかという話になって、各地区公民館レベルで、では井戸なら井戸を設置してくれないかというような話も出ているのですが、その点はいかがですか。

水道工務課長 井戸の件なのですが、あくまでも水道事業としてやる井戸というのは飲料水として使う水源なのです。これは、勝手に掘ることができなくて、例えば鍵山浄水場もすべて水道事業認可をとってやっているものですから、ほかのところをもしやるとなると認可に触れてしまうのです。だから、水道事業として井戸を掘るとするのは本当に限定されてしまう。あくまでも水源として認められるのは、例えば鍵山浄水場は今言ったようにほとんどあれは例外的なものなのです。たまたま水利権があって、川があったからというだけの、たまたまそんな条件であって、ほかのところ掘るとすることは正直言って今ほとんどできない状態です。ですから、それをまた水道部で掘るとなれば今言ったように法律にも触れますし、また環境の問題で今は埼玉県はほとんど井戸掘れない状態になっておりますので、ちょっとこれは難しいのかなというふうに考えております。

金澤委員 例の震災対応で平成23年度については漏水調査を全市すべて一斉にやっていただいたということで、提言を受けていただきまして本当に感謝しているのですが、それでだからといって言うわけではないのですが、目標である有収率95パーセント、これいきますか、どうですか。

水道部長 いろいろ漏水も今年度多かったのですが、95パーセント目標にはしておりますが、今年度もやはり厳しい、94パーセント前後ぐらいになるのかなというふうに考えております。平成22年度よりは若干有収率は上がるような見込みだと思っております。

以上です。

金澤委員 最後に、平成24年度95パーセント達成に向けてのちょっと決意があればお伺いしたいのですが、

水道部長 これは、もうあくまでも目標というか、なかなか、95パーセントいったときは確かにどう  
いう条件でうまくかみ合っていたのかわかりませんが、やはり94パーセント前後ぐ  
らいが、今のレベルですとその辺がやっとかなというふうには思っておりますが、いずれに  
いたしましても有収率上がるようには今後も努力はしていきたいと思っております。

金澤委員 それで、1つ提案なのですけれども、豊中市視察に行ってきたのですけれども、豊中市は  
市全体をかなりの数、二十幾つのブロックに分けて、通常の配水はその1つのブロックに対  
して1カ所でやっているのです。緊急時のために当然ループ式で隣、ほかからも入ってくる  
ように流路は、管路はあるのですけれども、通常1カ所であって、この1ブロック、例えば  
東藤沢なら東藤沢を1本でやっているのです、検針とか漏水のときの調査が本当に楽だと言っ  
ているのです。それで有収率がすごく上がっている実績ありますので、参考にさせていただい  
て、確かにそのかわりお金はすごくかかるらしいのですけれども、将来的なことを見込んで  
ちょっとそういうような研究もしていただければというふうに思います。これは、要望させ  
ていただきます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(委員長、いいですか) と言う人あり〕

水道部長 済みません。先ほど金澤委員のちょっとまた話に戻りますが、井戸の関係なのですが、鍵  
山浄水場だけでなく今後各配水場に災害対応といたしまして非常用井戸としては設置をして  
いきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

金澤委員 配水場というのは、場所確かに配水場って余裕があるので、面積的に、設置しやすいと思  
うのですけれども、配水場そのものは通常大きなタンクがあって、そこでの濁水というのは、  
かなりの時間もつと思うのです。そういう意味からすると、公民館とか支所、そっちのほう  
が非常用井戸の効能というのかな、役割というのは大きいのではないのですか。

水道部長 確かにそうなのですけれども、あくまでも水道部ですので、飲料水というふうには考えてお  
りますので、非常用の災害井戸といいましてもやはり先ほど言いましたように薬品等も入れ  
る必要がありますので、当然自家発電を備えて、なおかつ薬品も注入できるような、そうい  
った設備を考えております。

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方からお願いいたします。

石田委員 議案第32号 平成24年度入間市水道事業会計予算について反対の討論を行います。

反対の理由は、水道料金等の徴収の民間委託事業であります。水道お客様センターの開設  
についてであります。水道事業は、市民生活のライフラインとして大変重要な役割を果たし

ています。ある日突然降ってわいたようなお客様センターを開設しますの案内に驚かされました。入間市政においてこうした行政の変更の前に水道審議会に諮問する、市民の意見を聞く機会を設ける、市議会の常任委員会に報告し、意見を求めるなど、民主的手続が通常行われています。

第1の反対の理由は、今回この事業が市民の意見を聞くなど審議会にかける、そうした民主的手続を一切無視して変更するもので、認められません。

第2の反対の理由は、ほぼ全市民が対象であり、金融機関での引き落としなどの個人情報民間企業に利用されることについて、市民の理解や了解も得ずに行うことは許されません。銀行口座などの市民の個人情報を守る仕組みが委託業務の中で確保できるのでしょうか。指揮監督すれば法律違反の偽装請負になりますので、あくまで請負契約の中で行うしかありません。銀行口座など個人情報が利用者の了解も得ずに民間に移され、危険な状況になり、認めることはできません。

以上で反対の討論といたします。

委員長 次に、賛成の方、ありますか。

なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 平成24年度入間市水道事業会計予算は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第32号 平成24年度入間市水道事業会計予算は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午後 3時13分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 友山 信夫

